

新	旧
<p>第 5 章 継続検査及び構造等変更検査等</p> <p>5 - 1 適用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる部分について、(1)の規定にかかわらず、第 4 章の規定(4 - 105 を除く。)を適用する。この場合において、「新規検査又は予備検査」とあるのは、「新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査」と読み替えるものとする。</p> <p>法第 67 条第 3 項の規定による構造等変更検査を行う場合 法第 67 条第 3 項に規定する事由に該当する変更により構造、装置又は性能が第 4 章の規定(4 - 105 を除く。)に適合していないおそれがあると認められる部分</p> <p>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合(に掲げる場合を除く。) 当該変更に係る部分</p> <p>5 - 2 長さ、幅及び高さ</p> <p>5 - 2 - 1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ(セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12 m、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。(保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 6 条第 1 項関係、細目告示第 84 条第 1 項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>車体外に取り付けられた後写鏡、5 - 8 9 の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、5 - 8 9 の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。(細目告示第 6 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 84 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡並びに 5 - 8 9 の装置は、次に定める状態で測定した場合において、その自動車の最外側から 250mm 以上、その自動車の高さから 300mm 以上突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から 250mm まで突出することができる。(保安基準第 2 条第 2 項関係、細目告示第 6 条第 3 項関係、細目告示第 84 条第 3 項関係)</p>	<p>第 5 章 継続検査及び構造等変更検査等</p> <p>5 - 1 適用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる部分について、(1)の規定にかかわらず、第 4 章の規定(4 - 98 を除く。)を適用する。この場合において、「新規検査又は予備検査」とあるのは、「新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査」と読み替えるものとする。</p> <p>法第 67 条第 3 項の規定による構造等変更検査を行う場合 法第 67 条第 3 項に規定する事由に該当する変更により構造、装置又は性能が第 4 章の規定(4 - 98 を除く。)に適合していないおそれがあると認められる部分</p> <p>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合(に掲げる場合を除く。) 当該変更に係る部分</p> <p>5 - 2 長さ、幅及び高さ</p> <p>5 - 2 - 1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ(セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。(保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 6 条第 1 項関係、細目告示第 84 条第 1 項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>車体外に取り付けられた後写鏡、5 - 8 2 の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、5 - 8 2 の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。(細目告示第 6 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 84 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡並びに 5 - 8 2 の装置は、次に定める状態で測定した場合において、その自動車の最外側から 250mm 以上、その自動車の高さから 300mm 以上突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から 250mm まで突出することができる。(保安基準第 2 条第 2 項関係、細目告示第 6 条第 3 項関係、細目告示第 84 条第 3 項関係)</p>

<p>外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態 後写鏡及び5 - 8 9の装置にあつては、取り付けられた状態</p> <p><u>5 - 2 - 2</u> 欠番 <u>5 - 2 - 3</u> 欠番 <u>5 - 2 - 4</u> 適用関係の整理 <u>4 - 2 - 4</u>の規定を適用する。</p> <p>5 - 5 軸重等 5 - 5 - 1 テスタ等による審査 (略) <u>5 - 5 - 2</u> 欠番 <u>5 - 5 - 3</u> 欠番 <u>5 - 5 - 4</u> 適用関係の整理 <u>4 - 5 - 4</u>の規定を適用する。</p> <p>5 - 7 最小回転半径 5 - 7 - 1 テスタ等による審査 (略) <u>5 - 7 - 2</u> 欠番 <u>5 - 7 - 3</u> 欠番 <u>5 - 7 - 4</u> 適用関係の整理 <u>4 - 7 - 4</u>の規定を適用する。</p> <p>5 - 9 原動機及び動力伝達装置 5 - 9 - 1 性能要件(視認等による審査) (略) <u>5 - 9 - 2</u> 欠番 <u>5 - 9 - 3</u> 欠番 <u>5 - 9 - 4</u> 適用関係の整理 <u>4 - 9 - 4</u>の規定を適用する。</p>	<p>外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態 後写鏡及び5 - 8 2の装置にあつては、取り付けられた状態</p> <p>5 - 5 軸重等 5 - 5 - 1 テスタ等による審査 (略)</p> <p>5 - 7 最小回転半径 5 - 7 - 1 テスタ等による審査 (略)</p> <p>5 - 9 原動機及び動力伝達装置 5 - 9 - 1 性能要件(視認等による審査) (略)</p>
--	---

<p>5 - 10 速度抑制装置</p> <p>5 - 10 - 1 装備要件 (略)</p> <p>5 - 10 - 2 性能要件(書面等による審査) (略)</p> <p><u>5 - 10 - 3 欠番</u></p> <p><u>5 - 10 - 4 適用関係の整理</u> 4 - 10 - 4の規定を適用する。</p> <p>5 - 11 走行装置</p> <p>5 - 11 - 1 性能要件(視認等による審査) (略)</p> <p><u>5 - 11 - 2 欠番</u></p> <p><u>5 - 11 - 3 欠番</u></p> <p><u>5 - 11 - 4 適用関係の整理</u> 4 - 11 - 4の規定を適用する。</p> <p>5 - 12 操縦装置</p> <p>5 - 12 - 1 性能要件(視認等による審査) (略)</p> <p><u>5 - 12 - 2 欠番</u></p> <p><u>5 - 12 - 3 欠番</u></p> <p><u>5 - 12 - 4 適用関係の整理</u> 4 - 12 - 4の規定を適用する。</p> <p>5 - 13 かじ取装置</p> <p>5 - 13 - 1 性能要件</p> <p>5 - 13 - 1 - 1 テスタ等による審査 (略)</p> <p>5 - 13 - 1 - 2 視認等による審査 (略)</p> <p><u>5 - 13 - 2 欠番</u></p> <p><u>5 - 13 - 3 欠番</u></p>	<p>5 - 10 速度抑制装置</p> <p>5 - 10 - 1 装備要件 (略)</p> <p>5 - 10 - 2 性能要件(書面等による審査) (略)</p> <p>5 - 11 走行装置</p> <p>5 - 11 - 1 性能要件(視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 12 操縦装置</p> <p>5 - 12 - 1 性能要件(視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 13 かじ取装置</p> <p>5 - 13 - 1 性能要件</p> <p>5 - 13 - 1 - 1 テスタ等による審査 (略)</p> <p>5 - 13 - 1 - 2 視認等による審査 (略)</p>
--	---

<p>5 - 13 - 4 適用関係の整理 4 - 13 - 4 の規定を適用する。</p> <p>5 - 14 施錠装置等 5 - 14 - 1 装備要件 (略)</p> <p>5 - 14 - 2 性能要件 (視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 14 - 3 欠番</p> <p>5 - 14 - 4 適用関係の整理 4 - 14 - 4 の規定を適用する。</p>	<p>5 - 14 施錠装置等 5 - 14 - 1 装備要件 (略)</p> <p>5 - 14 - 2 性能要件 (視認等による審査) (略)</p>
<p>5 - 15 トラック・バスの制動装置 5 - 15 - 1 装備要件 自動車(5 - 16 から 5 - 19 までに規定する自動車を除く。)には、走行中の自動車^が確実に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、5 - 15 - 2 の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度 25km/h 未満の自動車にあつては、5 - 15 - 2 の基準に適合する1系統の制動装置を備えればよい。(保安基準第 12 条第 1 項関係)</p> <p>5 - 15 - 2 性能要件 5 - 15 - 2 - 1 テスタ等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 1 項関係、細目告示第 93 条第 1 項関係) (2) 制動装置は、ブレーキ・テスタを用いての状態^で計測した制動力がに掲げる基準に適合しなければならない。ただし、ブレーキ・テスタを用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により審査し、に掲げる基準の適合性を判断することができるものとする。(細目告示第 171 条第 8 項関係)</p> <p>計測の条件 検査時車両状態とする。なお、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態についても計測するものとする。</p> <p>計測値の判定 ア 自動車(被牽引自動車を除く。)の主制動装置にあつては、制動力の総和を検査時車両状態(注 1)における自動車の重量で除した値が 4.90N/kg 以上(制動力の計量</p>	<p>5 - 15 制動装置 5 - 15 - 1 装備要件 (1) 自動車には、走行中の自動車^が確実に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、5 - 15 - 2 の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあつては、5 - 15 - 2 の基準に適合する1系統の制動装置を備えればよい。(保安基準第 12 条第 1 項関係)</p> <p>(2) 車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25 km/h 未満の自動車を除く。))を除く。)の車両重量の2分の1を当該被牽引自動車の車両総重量が超えない場合には、(1)の規定にかかわらず、主制動装置を省略することができる。(保安基準第 12 条第 2 項関係)</p> <p>5 - 15 - 2 性能要件 5 - 15 - 2 - 1 視認等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)から(7)までの基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 1 項関係)</p> <p>(2) 自動車((3)から(6)までの自動車を除く。)には、次に掲げる基準に適合する制動装置を備えなければならない。(細目告示第 171 条第 2 項関係) 独立に作用する2系統以上の制動装置を備えていること。この場合において、ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで(ホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバを有しない系統の場合)にあつては、</p>

<p>単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の総和が検査時車両状態における自動車の重量の50%以上)(注2)であり、かつ、後車輪にかかわる制動力の和を検査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の和と検査時車両状態における当該車軸の軸重の10%以上)であること。</p> <p>イ 最高速度が80km/h未満で、車両総重量が車両重量の1.25倍以下の自動車の主制動装置にあっては、アにかかわらず、制動力の総和を車両総重量で除した値が3.92N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の総和が車両総重量の40%以上)(注2)であること。</p> <p>ウ 被牽引自動車の主制動装置にあっては、制動力の和を検査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が4.90N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の和が当該車軸の軸重の50%以上)(注3)であること。</p> <p>エ 主制動装置にあっては、左右の車輪の制動力の差を検査時車両状態(注1)における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の差が検査時車両状態(注1)における当該車軸の軸重の8%以下)であること。</p> <p>オ 主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統。)にあっては、制動力の総和を検査時車両状態(注1)における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の総和が検査時車両状態(注1)における自動車の重量の20%以上)とし、当該装置を作用させて自動車を停止状態に保持した後において、なお、液圧、空気圧又は電気的作用を利用している制動装置は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>カ 4-20-1-1(4)の被牽引自動車の制動装置にあっては、制動力の総和を検査時車両状態における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の総和が検査時車両状態における自動車の重量の20%以上)であること。</p> <p>(注1) 検査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を検査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。</p> <p>(注2) ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。</p> <p>(注3) ブレーキ・テストのローラ上で当該車軸のすべての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で当該車軸の軸重で除した値が4.90N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を使用する場合においては、当該軸重の50%以上)とみなして差し支えない。</p> <p>(3) ブレーキ・テストを用いて(2)の状態に計測した制動力が(2)に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>制動装置は、かじり性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横すべりをおこすものでないこと。(細目告示第171条第2項第3号関係)</p>	<p>ブレーキ・シューを直接作用させるカム軸等まで)の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、「独立に作用する2系統以上の制動装置」であるものとする。(細目告示第171条第2項第1号)</p> <p>制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。(細目告示第171条第2項第2号)</p> <p>ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル(配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。)であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの</p> <p>イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの</p> <p>ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの</p> <p>エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品(パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。)を使用しているもの</p> <p>オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの</p> <p>カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取り付けられているもの</p> <p>キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすきまがないもの</p> <p>ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの</p> <p>ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの</p> <p>コ アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていないもの</p> <p>液体の圧力により作用する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。(細目告示第171条第2項第9号)</p> <p>ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの</p> <p>イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの</p> <p>ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの</p> <p>エ アからウに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの</p> <p>空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作用する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。(細目告示第171条第2項第10号)</p> <p>(3) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの(4)から(6)までの自動車を除く。)には、次に掲げる基準に適合する制動装置を備えなければならない。</p>
--	--

主制動装置（走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。）は、すべての車輪を制動すること。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。（細目告示第 171 条第 2 項第 4 号関係）

5 - 15 - 2 - 2 視認等による審査

(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 1 項関係）

(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 171 条第 2 項関係）

独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えていること。この場合において、ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンパまで（ホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンパを有しない系統の場合にあっては、ブレーキ・シューを直接作動させるカム軸等まで）の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置は、「独立に作用する 2 系統以上の制動装置」であるものとする。（細目告示第 171 条第 2 項第 1 号）

制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。（細目告示第 171 条第 2 項第 2 号）

ア ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル（配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施している場合の保護部材は除く。）であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの若しくは接触するおそれがあるもの

イ ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ又は空気漏れがあるもの

ウ ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルに損傷があるもの又はその連結部に緩みがあるもの

エ ブレーキ・ロッド又はブレーキ系統の配管に溶接又は肉盛等の修理を行った部品（パイプを二重にして確実にろう付けした場合の銅製パイプを除く。）を使用しているもの

オ ブレーキ・ホース又はブレーキ・パイプに損傷があるもの

カ ブレーキ・ホースが著しくねじれて取り付けられているもの

キ ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすきまがないもの

ク ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの

ケ ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの又は損傷しているもの

コ アからケに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていないもの

液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に

（細目告示第 171 条第 3 項関係）

独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えていること。この場合において、(2) 後段の規定を準用する。（細目告示第 171 条第 3 項第 1 号）

制動装置は、(2) から の基準に適合すること。（細目告示第 119 条第 3 項第 2 号関係）

主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統。主制動装置を除く制動装置の操作装置を操作することにより主制動装置を作動させる機構を有する場合には主制動装置）は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。（細目告示第 171 条第 3 項第 4 号）

(4) 二輪自動車及び側車付二輪自動車（最高速度 25km/h 以下の自動車及び(6)の自動車を除く。）には、次に掲げる基準に適合する制動装置を備えなければならない。（細目告示第 171 条第 4 項関係）

2 系統以上の制動装置を備えていること。（細目告示第 171 条第 4 項第 1 号）

制動装置は、(2) の基準に適合すること。（細目告示第 171 条第 4 項第 2 号関係）

主制動装置は、2 個の独立した操作装置を有し、1 個により前車輪を含む車輪を制動し、他の 1 個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、5 - 15 - 2 - 2 - 2 (2) イの規定を準用する。（細目告示第 171 条第 4 項第 3 号関係）

液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。（細目告示第 171 条第 4 項第 5 号）

ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの

イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの

ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの

エ アからウに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの

(5) 大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車（(6)の自動車を除く。）には、次に掲げる基準に適合する制動装置を備えなければならない。ただし、及び 5 - 15 - 2 - 2 (2) イの規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車については適用しない。（細目告示第 171 条第 5 項関係）

独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えていること。この場合において、(2) 後段の規定を準用する。（細目告示第 119 条第 5 項第 1 号）

制動装置は、(2) の基準に適合すること。（細目告示第 119 条第 5 項第 2 号関係）

液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管（ブレーキ配管のうち 1 車輪のみへの制動用オイルの通路となる部分をいい、2 以上の車輪への共用部分を除く。）から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。ただし、非常用制動装置（主制動装置が故障したときに走行中の自動車の 2 以上の車輪を制御することがで

<p>警報する装置を備えたものであること。(細目告示第 171 条第 2 項第 9 号)</p> <p>ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの</p> <p>イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの</p> <p>ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの</p> <p>エ アからウに掲げるもののほか、制動液の量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの</p> <p>空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に著しい支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。(細目告示第 171 条第 2 項第 10 号)</p> <p>5 - 15 - 4 適用関係の整理</p> <p>4 - 15 - 4 の規定を適用する。</p> <p>この場合において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。</p> <p>5 - 16 乗用車の制動装置</p> <p>5 - 16 - 1 装備要件</p> <p>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの(5 - 17 から 5 - 19 までに規定する自動車を除く。)には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、5 - 16 - 2 の基準に適合する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度 25km/h 未満の自動車にあつては、5 - 16 - 2 の基準に適合する 1 系統の制動装置を備えればよい。(保安基準第 12 条第 1 項関係)</p> <p>5 - 16 - 2 性能要件</p> <p>5 - 16 - 2 - 1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 1 項関係)</p> <p>(2) 制動装置は、5 - 15 - 2 - 1 (2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 8 項関係)</p> <p>(3) ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、5 - 15 - 2 - 1 (3)及び の基準に適合するものとする。(細目告示第 171 条第 3 項第 2 号関係)</p> <p>5 - 16 - 2 - 2 視認等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 1 項関係)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 3 項関係)</p>	<p>きる制動装置をいう。)を備えた自動車にあつては、この限りでない。(細目告示第 171 条第 5 項第 8 号)</p> <p>空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するプザその他の装置を備えたものであること。ただし、その圧力が零となつた場合においても 5 - 15 - 2 - 2 (2) ウに定める基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。(細目告示第 171 条第 5 項第 9 号)</p> <p>(6) 被牽引自動車には、次に掲げる基準に適合する制動装置を備えなければならない。(細目告示第 171 条第 6 項関係)</p> <p>2 系統以上の制動装置を備えていること。(細目告示第 171 条第 6 項第 1 号)</p> <p>制動装置は、(2) の基準に適合すること。(細目告示第 171 条第 6 項第 2 号関係)</p> <p>(7) 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、5 - 15 - 2 - 2 (2) イの基準にかかわらず、被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造とすることができる。この場合において、5 - 15 - 2 - 2 (2) ウの基準は適用しない。(細目告示第 171 条第 7 項関係)</p> <p>車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車(セミトレーラを除く。)</p> <p>最高速度 25km/h 以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車</p> <p>最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車により牽引される被牽引自動車で車両総重量 2t 未満のもの(及び に掲げるものを除く。)</p> <p>5 - 15 - 2 - 2 テスタ等による審査</p> <p>制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 1 項関係)</p> <p>(1) 自動車の制動装置は、ブレーキ・テスタを用いて の状態で計測した制動力が に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、ブレーキ・テスタを用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により審査し、 に掲げる基準の適合性を判断することができるものとする。(細目告示第 171 条第 8 項関係)</p> <p>計測の条件</p> <p>検査時車両状態とする。なお、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態についても計測するものとする。</p> <p>計測値の判定</p> <p>ア 自動車(被牽引自動車を除く。)の主制動装置にあつては、制動力の総和を検査時車両状態(注 1)における自動車の重量で除した値が 4.90N/kg 以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の総和が検査時車両状態における自動車の重量の 50%以上)(注 2)であり、かつ、後車輪にかかわる制動力の和を検査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.98N/kg 以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の和と検査時車両状態における当該車軸の軸重の 10%以上)であること。</p> <p>イ 最高速度が 80km/h 未満で、車両総重量が車両重量の 1.25 倍以下の自動車の主制動装置にあつては、アにかかわらず、制動力の総和を車両総重量で除した値が 3.92N/kg 以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力</p>
---	---

<p>独立に作用する2系統以上の制動装置を備えていること。この場合において、5 - 15 - 2 - 2 (2) 後段の規定を準用する。(細目告示第171条第3項第1号関係)</p> <p>制動装置は5 - 15 - 2 - 2 (2) から の基準に適合すること。(細目告示第171条第3項第2号関係)</p> <p>主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統。主制動装置を除く制動装置の操作装置を操作することにより主制動装置を作動させる機構を有する場合には主制動装置)は、作動しているときに、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。(細目告示第171条第3項第4号)</p>	<p>の総和が車両総重量の40%以上)(注2)であること。</p> <p>ウ 被牽引自動車の主制動装置にあっては、制動力の和を検査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が4.90N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の和が当該車軸の軸重の50%以上)(注3)であること。</p> <p>エ 主制動装置にあっては、左右の車輪の制動力の差を検査時車両状態(注1)における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の差が検査時車両状態(注1)における当該車軸の軸重の8%以下)であること。</p>
<p>5 - 16 - 4 適用関係の整理</p> <p>4 - 16 - 4 の規定を適用する。</p> <p>この場合において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。</p>	<p>オ 主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統。)にあっては、制動力の総和を検査時車両状態(注1)における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の総和が検査時車両状態(注1)における自動車の重量の20%以上)とし、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後に、なお、液圧、空気圧又は電気的作用を利用している制動装置は、この基準に適合しないものとする。</p>
<p>5 - 17 二輪車の制動装置</p> <p>5 - 17 - 1 装備要件</p> <p>二輪自動車及び側車付二輪自動車(最高速度25km/h未満の自動車及び5 - 19に規定する自動車を除く。)には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、5 - 17 - 2の基準に適合する制動装置を備えなければならない。(保安基準第12条第1項関係)</p>	<p>カ 5 - 16 - 1 (4)の被牽引自動車の制動装置にあっては、制動力の総和を検査時車両状態における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合においては、制動力の総和が検査時車両状態における自動車の重量の20%以上)であること。</p>
<p>5 - 17 - 2 性能要件</p> <p>5 - 17 - 2 - 1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第1項関係)</p> <p>(2) 制動装置は、5 - 15 - 2 - 1 (2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第8項関係)</p> <p>(3) ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、5 - 15 - 2 - 1 (3)の基準に適合するものとする。(細目告示第171条第4項第2号関係)</p>	<p>(注1) 検査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を検査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。</p> <p>(注2) ブレーキ・テスタのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。</p> <p>(注3) ブレーキ・テスタのローラ上で当該車軸のすべての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で当該車軸の軸重で除した値が4.90N/kg以上(制動力の計量単位として「kgf」を使用する場合においては、当該軸重の50%以上)とみなして差し支えない。</p>
<p>5 - 17 - 2 - 2 視認等による審査</p> <p>(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第1項関係)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第4項関係)</p> <p>2系統以上の制動装置を備えていること。(細目告示第171条第4項第1号)</p> <p>制動装置は、5 - 15 - 2 - 2 (2) の基準に適合すること。(細目告示第171条第4項第2号関係)</p>	<p>(2) ブレーキ・テスタを用いて(1) の状態で計測した制動力が(1) に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>5 - 15 - 2 - 1 (2)及び(3)の自動車の制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 制動装置は、かじり性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による横すべりをおこすものでないこと。(細目告示第171条第2項第3号関係、同条第3項第2号関係)</p> <p>イ 主制動装置(走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。)は、すべての車輪を制動すること。この場合において、ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする。(細目告示第171条第2項第4号、同条第3項第2号関係)</p> <p>5 - 15 - 2 - 1 (4)の自動車の制動装置は、アの基準に適合すること。(細目告示</p>

主制動装置は、2個の独立した操作装置を有し、1個により前車輪を含む車輪を制動し、他の1個により後車輪を含む車輪を制動すること。この場合において、5-15-2-1(3) 後段の規定を準用する。(細目告示第171条第4項第3号関係)

液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がりザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであること。(細目告示第171条第4項第5号)

ア 制動液のりザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの

イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの

ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの

エ アからウに掲げるもののほか、制動液の液量がりザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの

5-17-4 適用関係の整理

4-17-4の規定を適用する。

この場合において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。

5-18 大型特殊自動車等の制動装置

5-18-1 装備要件

大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度25km/h以下の自動車(5-19に規定する自動車を除く。)には、走行中の自動車が確かかつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、5-18-2の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車にあつては、5-18-2の基準に適合する1系統の制動装置を備えればよい。(保安基準第12条第1項関係)

5-18-2 性能要件

5-18-2-1 テスタ等による審査

(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第1項関係)

(2) 制動装置は、5-15-2-1(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第8項関係)

(3) ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

制動装置は、5-15-2-1(3)の基準に適合すること。(細目告示第171条第5項第2号関係)

主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。この場合において、5-15-2-1(3) 後段の規定を準用する。(細目告示第171条第5項第3号関係)

第171条第4項第2号関係)

5-15-2-1(5)の自動車の制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 制動装置は、アの基準に適合すること。(細目告示第171条第5項第2号関係)

イ 主制動装置は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動すること。この場合において、イ後段の規定を準用する。(細目告示第171条第5項第3号関係)

ウ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあつては900N以下、手動式のものにあつては300N以下とする。(細目告示第171条第5項第4号)

高速速度 (km/h)	制動初速度 (km/h)	停止距離 (m)
80以上	50	22以下
35以上80未満	35	14以下
20以上35未満	20	5以下
20未満	その最高速度	5以下

エ 制動装置(制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統)は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては900N以下、手動式のものにあつては500N以下とし、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、なお、液圧、空気圧又は電気的作用を利用している制動装置は、この基準に適合しないものとする。(細目告示第171条第5項第6号)

5-15-2-1(6)の自動車の制動装置は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 制動装置、イの基準に適合すること。(細目告示第171条第6項第2号関係)

イ 主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。(細目告示第171条第6項第3号)

ウ 主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、被牽引自動車のみ主制動装置を作動させることにより、セミトレーラにあつては(ア)、それ以外の被牽引自動車にあつては(イ)の計算式に適合する制動能力を有すること(細目告示第171条第6項第4号関係)。

$$(ア) S = 0.15V + 0.0086V^2$$

$$(イ) S = 0.15V + 0.0077V^2$$

この場合において被牽引自動車を牽引する牽引自動車の原動機と走行装置の接続は断つこととし、

Sは、被牽引自動車単体の停止距離(単位 m)

Vは、制動初速度(被牽引自動車を牽引する牽引自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が60km/hを超える牽引自動車に牽引される被牽引自動車にあつては、60とする。)(単位 km/h)

エ 被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置(主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統)は、乾燥した50分の9こう配の

主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、その自動車の最高速度に応じ次の表に掲げる制動能力を有すること。この場合において運転者の操作力は、足動式のものにあつては900N以下、手動式のものにあつては300N以下とする。(細目告示第171条第5項第4号)

最高速度 (km/h)	制動初速度 (km/h)	停止距離 (m)
80以上	50	22以下
35以上80未満	35	14以下
20以上35未満	20	5以下
20未満	その最高速度	5以下

制動装置(制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統)は、運転者が運転者席にいないとき、空車状態の自動車を乾燥した5分の1こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、足動式のものにあつては900N以下、手動式のものにあつては500N以下とし、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、なお、液圧、空気圧又は電気的作用を利用している制動装置は、この基準に適合しないものとする。(細目告示第171条第5項第6号)

5 - 18 - 2 - 2 視認等による審査

(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第1項関係)

(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、及びの規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度25km/h以下の自動車については適用しない。(細目告示第171条第5項関係)

独立に作用する2系統以上の制動装置を備えていること。この場合において、5 - 15 - 2 - 2 (2) 後段の規定を準用する。(細目告示第171条第5項第1号関係)

制動装置は、5 - 15 - 2 - 2 (2) の基準に適合すること。(細目告示第171条第5項第2号関係)

液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管(ブレーキ配管のうち1車輪のみへの制動用オイルの通路となる部分をいい、2以上の車輪への共用部分を除く。)から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときに、その旨を運転者席の運転者に警報するブザーその他の装置を備えたものであること。ただし、非常用制動装置(主制動装置が故障したときに走行中の自動車の2以上の車輪を制御することができる制動装置をいう。)を備えた自動車にあつては、この限りでない。(細目告示第171条第5項第8号)

空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザーその他の装置を備えたものであること。ただし、その圧力が零となつた場合においても5 - 18 - 2 - 1 (3) に定める基準に

舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、600N以下とする。(細目告示第171条第6項第6号)

適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。(細目告示第171条第5項第9号関係)

5-18-4 適用関係の整理

4-18-4の規定を適用する。

この場合において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。

5-19 被牽引自動車の制動装置

5-19-1 装備要件

(1) 被けん引自動車には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、5-19-2の基準に適合する2系統以上の制動装置を備えなければならない。(保安基準第12条第1項関係)

(2) 車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに最高速度25km/h未満の自動車を除く。))を除く。)の車両重量の2分の1を当該被牽引自動車の車両総重量が超えない場合には、(1)の規定にかかわらず、主制動装置(走行中の自動車の制動に常用する制動装置をいう。以下同じ。)を省略することができる。(保安基準第12条第2項関係)

5-19-2 性能要件

5-19-2-1 テスタ等による審査

(1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第1項関係)

(2) 制動装置は、5-15-2-1(2)の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第6項関係、細目告示第171条第8項関係)

(3) ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。

制動装置は、5-15-2-1(3)の基準に適合すること。(細目告示第171条第6項第2号関係)

主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。(細目告示第171条第6項第3号)

主制動装置は、乾燥した平坦な舗装路面で、被牽引自動車のみ主制動装置を作動させることにより、セミトレーラにあつてはア、それ以外の被牽引自動車にあつてはイの計算式に適合する制動能力を有すること。(細目告示第171条第6項第4号関係)

ア $S \geq 0.15V + 0.0086V^2$

イ $S \geq 0.15V + 0.0077V^2$

この場合において被牽引自動車を牽引する牽引自動車の原動機と走行装置の接続は断つこととし、

Sは、被牽引自動車単体の停止距離（単位 m）

Vは、制動初速度（被牽引自動車を牽引する牽引自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が60km/hを超える牽引自動車に牽引される被牽引自動車にあっては、60とする。）（単位 km/h）

被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を2系統以上備える場合にはうち1系統）は、乾燥した50分の9こう配の舗装路面で、機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、600N以下とする。（細目告示第171条第6項第6号関係）

5 - 19 - 2 - 2 視認等による審査

(1) 制動装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)及び(3)の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第15条第1項関係、細目告示第171条第1項関係）

(2) 制動装置は、5 - 15 - 2 - 2 (2) の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第15条第6項関係、細目告示第171条第6項第2号関係）

(3) 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、5 - 19 - 2 - 1 (3) の基準にかかわらず、被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造とすることができる。この場合において、5 - 19 - 2 - 1 (3) の基準は適用しない。（細目告示第171条第7項関係）

車両総重量3.5t以下の被牽引自動車（セミトレーラを除く。）

最高速度25km/h以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車

最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車により牽引される被牽引自動車で車両総重量2t未満のもの（及びに掲げるものを除く。）

5 - 19 - 4 適用関係の整理

4 - 19 - 4の規定を適用する。

この場合において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。

5 - 20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

5 - 20 - 1 性能要件（視認等による審査）

（略）

5 - 20 - 2 欠番

5 - 20 - 3 欠番

5 - 20 - 4 適用関係の整理

4 - 20 - 4の規定を適用する。

5 - 16 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

5 - 16 - 1 性能要件（視認等による審査）

（略）

<p>5 - 21 緩衝装置 5 - 21 - 1 装備要件 自動車には、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものとして強度、緩衝性能等に関し、<u>5 - 21 - 2</u>の基準に適合するばねその他の緩衝装置を備えなければならない。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、車両総重量2 t未満の被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の自動車で、<u>5 - 101 - 1 (4)</u>の自動車以外のものにあつては、これを省略することができる。(保安基準第14条関係)</p> <p>5 - 21 - 2 性能要件(視認等による審査) 5 - 21 - 1のばねその他の緩衝装置は、強度、緩衝性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるばねその他の緩衝装置は、この基準に適合しないものとする。(細目告示第17条第1項及び第2項関係、細目告示第95条第1項及び第2項関係) ~ (略)</p> <p>5 - 21 - 3 欠番 5 - 21 - 4 適用関係の整理 <u>4 - 21 - 4</u>の規定を適用する。</p> <p>5 - 22 燃料装置 5 - 22 - 1 性能要件(視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 22 - 2 欠番 5 - 22 - 3 欠番 5 - 22 - 4 適用関係の整理 <u>4 - 22 - 4</u>の規定を適用する。</p> <p>5 - 23 発生炉ガスの燃料装置 5 - 23 - 1 性能要件(視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 24 高圧ガスの燃料装置 5 - 24 - 1 性能要件(視認等による審査)</p>	<p>5 - 17 緩衝装置 5 - 17 - 1 装備要件 自動車には、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものとして強度、緩衝性能等に関し、<u>4 - 17 - 2</u>の基準に適合するばねその他の緩衝装置を備えなければならない。ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、車両総重量2 t未満の被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の自動車で、<u>保安基準第52条第3項</u>の自動車以外のものにあつては、これを省略することができる。(保安基準第14条関係)</p> <p>5 - 17 - 2 性能要件(視認等による審査) 5 - 17 - 1のばねその他の緩衝装置は、強度、緩衝性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるばねその他の緩衝装置は、この基準に適合しないものとする。(細目告示第17条第1項及び第2項関係、細目告示第95条第1項及び第2項関係) ~ (略)</p> <p>5 - 18 燃料装置 5 - 18 - 1 性能要件(視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 19 発生炉ガスの燃料装置 5 - 19 - 1 性能要件(視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 20 高圧ガスの燃料装置 5 - 20 - 1 性能要件(視認等による審査)</p>
---	---

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 液化石油ガス(プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。)を燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び <u>5 - 22 - 1 - 1</u> から までに掲げる基準に適合するものでなければならない。この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。(保安基準第 17 条第 2 項関係、細目告示第 176 条第 2 項関係)</p> <p>5 - 24 - 4 適用関係の整理 4 - 24 - 4 の規定を適用する。</p> <p>5 - 25 電気装置 5 - 25 - 1 性能要件(視認等による審査) (略) 5 - 25 - 2 欠番 5 - 25 - 3 欠番 5 - 25 - 4 適用関係の整理 4 - 25 - 4 の規定を適用する。</p> <p>5 - 26 車枠及び車体 5 - 26 - 1 性能要件(視認等による審査) (1)から(8) (略) 5 - 26 - 2 欠番 5 - 26 - 3 欠番 5 - 26 - 4 適用関係の整理 4 - 26 - 4 の規定を適用する。</p> <p>5 - 27 衝突時の車枠及び車体の保護性能 5 - 27 - 1 性能要件(視認等による審査) [前面衝突時の乗員保護性能] (1) (略) (2) (略) [側面衝突時の乗員保護性能]</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 液化石油ガス(プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。)を燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1)の基準及び <u>5 - 18 - 1 (1)</u> から までに掲げる基準に適合するものでなければならない。この場合において、「燃料タンクの注入口及びガス抜口」とあるのは「ガス容器の充填口」と読み替えるものとする。(保安基準第 17 条第 2 項関係、細目告示第 20 条第 2 項関係、細目告示第 98 条第 2 項関係)</p> <p>5 - 21 電気装置 5 - 21 - 1 性能要件(視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 22 車枠及び車体 5 - 22 - 1 性能要件(視認等による審査) (1)から(8) (略)</p> <p>(9) (略) (10) (略)</p>
--	---

<p>(3) (略) (4) (略) 5 - 27 - 2 欠番 5 - 27 - 3 欠番 5 - 27 - 4 適用関係の整理 4 - 27 - 4 の規定を適用する。</p> <p>4 - 28 車体表示 4 - 28 - 1 性能要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) (略) (3) (略) 5 - 28 - 2 欠番 5 - 28 - 3 欠番 5 - 28 - 4 適用関係の整理 4 - 28 - 4 の規定を適用する。</p> <p>5 - 29 巻込防止装置 5 - 29 - 1 装備要件 貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量が 8 t 以上の普通自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。) の両側面には、堅ろうであり、かつ、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止するものとして強度、形状等に関し 5 - 29 - 2 の基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。ただし、自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 23 条第 3 項関係、細目告示第 101 条第 3 項関係) 5 - 29 - 2 性能要件 (視認等による審査) (1) 5 - 29 - 1 の巻込防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 23 条第 1 項関係、細目告示第 101 条第 1 項関係) 、 (略)</p>	<p>(11) (略) (12) (略)</p> <p>(13) (略) (14) (略) (15) (略)</p> <p>4 - 23 巻込防止装置 4 - 23 - 1 装備要件 貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量が 8 t 以上の普通自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。) の両側面には、堅ろうであり、かつ、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止するものとして強度、形状等に関し 5 - 23 - 2 の基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。ただし、自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 23 条第 3 項関係、細目告示第 101 条第 3 項関係) 5 - 23 - 2 性能要件 (視認等による審査) (1) 5 - 23 - 1 の巻込防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 23 条第 1 項関係、細目告示第 101 条第 1 項関係) 、 (略)</p>
---	---

<p>(2) (略)</p> <p>5 - 29 - 3 取付要件 (視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 29 - 4 適用関係の整理 4 - 29 - 4 の規定を適用する。</p> <p>5 - 30 突入防止装置 5 - 30 - 1 装備要件 貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 3.5 t 以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。)及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が増突した場合に増突した自動車の車体前部が増突することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、5 - 30 - 2 の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が増突した場合に増突した自動車の車体前部が増突することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する構造を有する自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 180 条第 2 項関係) ~ (略)</p> <p>5 - 30 - 2 性能要件 (視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 30 - 3 取付要件 (視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 30 - 4 適用関係の整理 4 - 30 - 4 の規定を適用する</p> <p>5 - 31 連結装置 5 - 31 - 1 性能要件 (視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 32 乗車装置 5 - 32 - 1 性能要件 (視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 32 - 2 欠番</p>	<p>(2) (略)</p> <p>5 - 23 - 3 取付要件 (視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 24 突入防止装置 5 - 24 - 1 装備要件 貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 3.5 t 以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。)及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が増突した場合に増突した自動車の車体前部が増突することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、5 - 24 - 2 の基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が増突した場合に増突した自動車の車体前部が増突することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する構造を有する自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 180 条第 2 項関係) ~ (略)</p> <p>5 - 24 - 2 性能要件 (視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 24 - 3 取付要件 (視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 24 連結装置 5 - 24 - 1 性能要件 (視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 26 乗車装置 5 - 26 - 1 性能要件 (視認等による審査) (略)</p>
---	--

5 - 32 - 3 欠番

5 - 32 - 4 適用関係の整理

4 - 32 - 4 の規定を適用する。

5 - 33 運転者席

5 - 33 - 1 性能要件（視認等による審査）

（略）

5 - 34 座席

5 - 34 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) （略）

(2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 5 - 36 - 1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 2 項関係、細目告示第 184 条第 2 項関係）

、（略）

(3) ~ (7) （略）

5 - 34 - 2 欠番

5 - 34 - 3 欠番

5 - 34 - 4 適用関係の整理

4 - 34 - 4 の規定を適用する。

5 - 35 補助座席定員

5 - 34 - 1 (2) アからウまでに掲げる座席以外の座席の定員は、座席定員の 2 分の 1 以上であり、かつ、車いすの用に供する床面には立席を設けないとして計算した場合の乗車定員の 3 分の 1 以上でなければならない。この場合において、「車いすの用に供する床面」とは、車いす用である旨の表示がなされ、車いすの固定器具又は握り棒を床面又はその周辺の壁面等に備えた床面であつて、立席の用に供する床面と明瞭に区分されているものをいい、かつ、車いすの用に供するために最低限必要な床面は、有効長さ 1,200mm、有効幅 800mm とする。（保安基準第 22 条の 2 関係、細目告示第 185 条関係）

5 - 36 座席ベルト等

5 - 27 運転者席

5 - 27 - 1 性能要件（視認等による審査）

（略）

5 - 28 座席

5 - 28 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) （略）

(2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて 5 - 30 - 1 に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 2 項関係、細目告示第 184 条第 2 項関係）

、（略）

(3) ~ (7) （略）

5 - 29 補助座席定員

5 - 28 - 1 (2) アからウまでに掲げる座席以外の座席の定員は、座席定員の 2 分の 1 以上であり、かつ、車いすの用に供する床面には立席を設けないとして計算した場合の乗車定員の 3 分の 1 以上でなければならない。この場合において、「車いすの用に供する床面」とは、車いす用である旨の表示がなされ、車いすの固定器具又は握り棒を床面又はその周辺の壁面等に備えた床面であつて、立席の用に供する床面と明瞭に区分されているものをいい、かつ、車いすの用に供するために最低限必要な床面は、有効長さ 1,200mm、有効幅 800mm とする。（保安基準第 22 条の 2 関係、細目告示第 185 条関係）

5 - 30 座席ベルト等

5 - 36 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（5 - 34 - 1 (5)アからオまでに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。））及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係）

表（略）

(2)～(4)（略）

5 - 36 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 5 - 36 - 1 の座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 186 条第 4 項関係）

(2)（略）

(3) 5 - 36 - 1 の座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 186 条第 6 項関係）

(4)（略）

5 - 36 - 3 欠番

5 - 36 - 4 適用関係の整理

4 - 36 - 4 の規定を適用する。

5 - 37 座席ベルト非装着時警報装置

5 - 37 - 1 装備要件

専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員 10 人以下の自動車には、5 - 37 - 2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係）

5 - 37 - 2 性能要件（視認等による審査）

5 - 37 - 1 の座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、5 - 36 - 1 の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。この場合において、次に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 186 条第 8 項

5 - 30 - 1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（5 - 28 - 1 (5)アからオまでに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。））及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係）

表（略）

(2)～(4)（略）

5 - 30 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 5 - 30 - 1 の座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 186 条第 4 項関係）

(2)（略）

(3) 5 - 30 - 1 の座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 186 条第 6 項関係）

(4)（略）

5 - 31 座席ベルト非装着時警報装置

5 - 31 - 1 装備要件

専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員 10 人以下の自動車には、5 - 31 - 2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係）

5 - 31 - 2 性能要件（視認等による審査）

5 - 31 - 1 の座席ベルトの非装着時警報装置は、警報性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、5 - 30 - 1 の規定により備える運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報するものでなければならない。この場合において、次に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 186

<p>関係) ~ (略)</p> <p>5 - 37 - 3 欠番 5 - 37 - 4 適用関係の整理 <u>4 - 37 - 4 の規定を適用する。</u></p> <p>5 - 38 頭部後傾抑止装置等 5 - 38 - 1 装備要件 自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のものを除く。）二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（<u>5 - 34 - 1 - 2 (1) アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。</u>）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、<u>5 - 38 - 2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。</u>ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。（保安基準第22条の4関係）</p> <p>5 - 38 - 2 性能要件（視認等による審査） (略)</p> <p>5 - 38 - 3 欠番 5 - 38 - 4 適用関係の整理 <u>4 - 38 - 4 の規定を適用する。</u></p> <p>5 - 39 年少者用補助乗車装置 5 - 39 - 1 性能要件（視認等による審査） (略)</p> <p>5 - 39 - 2 欠番 5 - 39 - 3 欠番 5 - 39 - 4 適用関係の整理 <u>4 - 39 - 4 の規定を適用する。</u></p>	<p>条第8項関係) ~ (略)</p> <p>5 - 32 頭部後傾抑止装置等 5 - 32 - 1 装備要件 自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のものを除く。）二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（<u>5 - 28 - 1 - 2 (1) アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。</u>）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、<u>5 - 32 - 2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。</u>ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。（保安基準第22条の4関係）</p> <p>5 - 32 - 2 性能要件（視認等による審査） (略)</p> <p>5 - 33 年少者用補助乗車装置 5 - 33 - 1 性能要件（視認等による審査） (略)</p>
---	---

<p>5 - 40 通路</p> <p>5 - 40 - 1 性能要件（視認等による審査） （略）</p> <p>5 - 40 - 2 審査の省略 自動車検査法人の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、<u>5 - 40 - 1</u>の規定に適合するものとして取り扱う。</p> <p>5 - 40 - 3 欠番</p> <p>5 - 40 - 4 適用関係の整理 <u>4 - 40 - 4</u>の規定を適用する。</p> <p>5 - 41 立席</p> <p>5 - 41 - 1 装備要件 （略）</p> <p>5 - 41 - 2 審査の省略 自動車検査法人の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、<u>5 - 41 - 1</u>の規定に適合するものとして取り扱う。</p> <p>5 - 42 乗降口</p> <p>5 - 42 - 1 装備要件 （略）</p> <p>5 - 42 - 2 性能要件（視認等による審査） (1)及び(2)（略） (3) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。（保安基準第 25 条第 5 項関係、細目告示第 191 条第 3 項関係） 乗降口の有効幅（乗降口として有効に利用できる部分の幅をいう。以下 <u>5 - 42</u> において同じ。）は、600mm 以上であること。 乗降口の有効高さ（乗降口として有効に利用できる部分の高さをいう。以下 <u>5 - 42</u> において同じ。）は、1,600mm（<u>5 - 40 - 1</u> (3)の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあっては、1,200mm）以上であること。 （参考図）（略） (4)（略）</p>	<p>5 - 34 通路</p> <p>5 - 34 - 1 性能要件（視認等による審査） （略）</p> <p>5 - 34 - 2 審査の省略 自動車検査法人の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、<u>5 - 34 - 1</u>の規定に適合するものとして取り扱う。</p> <p>5 - 35 立席</p> <p>5 - 35 - 1 装備要件 （略）</p> <p>5 - 35 - 2 審査の省略 自動車検査法人の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、<u>5 - 35 - 1</u>の規定に適合するものとして取り扱う。</p> <p>5 - 36 乗降口</p> <p>5 - 36 - 1 装備要件 （略）</p> <p>5 - 36 - 2 性能要件（視認等による審査） (1)及び(2)（略） (3) 旅客自動車運送事業用自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。（保安基準第 25 条第 5 項関係、細目告示第 191 条第 3 項関係） 乗降口の有効幅（乗降口として有効に利用できる部分の幅をいう。以下 <u>5 - 36</u> において同じ。）は、600mm 以上であること。 乗降口の有効高さ（乗降口として有効に利用できる部分の高さをいう。以下 <u>5 - 36</u> において同じ。）は、1,600mm（<u>5 - 34 - 1</u> (3)の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあっては、1,200mm）以上であること。 （参考図）（略） (4)（略）</p>
--	--

<p>5 - 42 - 3 審査の省略 自動車検査法人の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、<u>5 - 42 - 2 (3)及び(4)</u>の規定に適合するものとして取り扱う。</p> <p>5 - 42 - 4 適用関係の整理 <u>4 - 42 - 4</u>の規定を適用する。</p> <p>5 - 43 非常口 5 - 43 - 1 装備要件 幼児専用車及び乗車定員 30 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）には、非常時に容易に脱出できるものとして設置位置、大きさ等に関し<u>5 - 43 - 2</u>の基準に適合する非常口を設けなければならない。ただし、すべての座席が乗降口から直接着席できる自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 26 条第 1 項関係）</p> <p>5 - 43 - 2 性能要件（視認等による審査） (1) <u>5 - 43 - 1</u>の非常口は、設置位置、大きさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 192 条第 1 項関係） ～ （略） (2)、(3) （略）</p> <p>5 - 43 - 3 審査の省略 自動車検査法人の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、<u>5 - 43 - 2 (1)</u> から までの規定に適合するものとして取り扱う。</p> <p>5 - 43 - 4 適用関係の整理 <u>4 - 43 - 4</u>の規定を適用する。</p> <p>5 - 44 物品積載装置 5 - 44 - 1 性能要件（視認等による審査） （略）</p> <p>5 - 45 高圧ガス運送装置 5 - 45 - 1 性能要件（視認等による審査） 高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するもの</p>	<p>5 - 36 - 3 審査の省略 自動車検査法人の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、<u>5 - 36 - 2 (3)及び(4)</u>の規定に適合するものとして取り扱う。</p> <p>4 - 37 非常口 4 - 37 - 1 装備要件 幼児専用車及び乗車定員 30 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）には、非常時に容易に脱出できるものとして設置位置、大きさ等に関し<u>5 - 37 - 2</u>の基準に適合する非常口を設けなければならない。ただし、すべての座席が乗降口から直接着席できる自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 26 条第 1 項関係）</p> <p>4 - 37 - 2 性能要件（視認等による審査） (1) <u>5 - 37 - 1</u>の非常口は、設置位置、大きさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 192 条第 1 項関係） ～ （略） (2)、(3) （略）</p> <p>5 - 37 - 3 審査の省略 自動車検査法人の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、<u>5 - 37 - 2 (1)</u> から までの規定に適合するものとして取り扱う。</p> <p>5 - 38 物品積載装置 5 - 38 - 1 性能要件（視認等による審査） （略）</p> <p>5 - 39 高圧ガス運送装置 5 - 39 - 1 性能要件（視認等による審査） 高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合する</p>
--	--

でなければならない。(保安基準第 28 条関係、細目告示第 194 条関係)
ガス運送容器については、5 - 24 - 1(1) 及び の基準を準用する。
ガス運送装置の配管については、5 - 24 - 1(1) から まで及び の基準を準用する。
ガス運送装置のガスと接触する部分については、5 - 24 - 1(1) の基準を準用する。
ガス運送容器及び配管の取付については、5 - 24 - 1(1) の基準を準用する。
ガス充てん弁をガス充てん口の近くに、ガス供給弁をガス供給口の近くに備えること。
一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 2 条第 2 号の毒性ガス(液化ガスを除く。)に係るガス運送容器には、容器内の圧力を指示する圧力計をガス止弁で仕切られたガス運送容器又はガス運送容器の一群ごとに運転者の見やすい場所に設けること。
の圧力計は零からガス充てん圧力の 1.5 倍以上 2 倍以下までの目盛をしたものであること。
の圧力計は、照明装置を備え、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったものであること。

5 - 46 窓ガラス

5 - 46 - 1 性能要件(視認等による審査)

(略)

5 - 46 - 2 欠番

5 - 46 - 3 欠番

5 - 46 - 4 適用関係の整理

4 - 46 - 4 の規定を適用する。

5 - 47 窓ガラス貼付物等

5 - 47 - 1 性能要件

5 - 47 - 1 - 1 視認等による審査

(1) 5 - 46 - 1(5)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものがはり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。ただし、自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係)

~ (略)

道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の

ものでなければならない。(保安基準第 28 条関係、細目告示第 194 条関係)
ガス運送容器については、5 - 20 - 1(1) 及び の基準を準用する。
ガス運送装置の配管については、5 - 20 - 1(1) から まで及び の基準を準用する。
ガス運送装置のガスと接触する部分については、5 - 20 - 1(1) の基準を準用する。
ガス運送容器及び配管の取付については、5 - 20 - 1(1) の基準を準用する。
ガス充てん弁をガス充てん口の近くに、ガス供給弁をガス供給口の近くに備えること。
一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 2 条第 2 号の毒性ガス(液化ガスを除く。)に係るガス運送容器には、容器内の圧力を指示する圧力計をガス止弁で仕切られたガス運送容器又はガス運送容器の一群ごとに運転者の見やすい場所に設けること。
の圧力計は零からガス充てん圧力の 1.5 倍以上 2 倍以下までの目盛をしたものであること。
の圧力計は、照明装置を備え、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったものであること。

5 - 40 窓ガラス

5 - 40 - 1 性能要件(視認等による審査)

(略)

5 - 41 窓ガラス貼付物等

5 - 41 - 1 性能要件

5 - 41 - 1 - 1 視認等による審査

(1) 5 - 40 - 1(5)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものがはり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。ただし、自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 195 条第 5 項関係)

~ (略)

道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の

入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（以下 5 - 47 において「乗用自動車」という。）にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

(ア)、(イ) (略)

イ (略)

～ (略)

(2) (1) の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲（後写鏡及び 5 - 89 の装置を確認するために必要な範囲並びに 5 - 89 - 1 ただし書きの自動車の窓ガラスのうち 5 - 89 - 1 の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。（細目告示第 195 条第 6 項関係）

～ (略)

(3) (略)

5 - 47 - 1 - 2 テスタ等による審査

(略)

5 - 47 - 2 欠番

5 - 47 - 3 欠番

5 - 47 - 4 適用関係の整理

4 - 47 - 4 の規定を適用する。

5 - 48 騒音防止装置

5 - 48 - 1 装備要件

(略)

5 - 48 - 2 性能要件（テスタ等による審査）

(1) 自動車（被牽引自動車を除く。以下 5 - 48 - 2 において同じ。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 196 条第 1 項関係）

、 (略)

(2) ~ (4) (略)

5 - 48 - 3 欠番

5 - 48 - 4 適用関係の整理

4 - 48 - 4 の規定を適用する。

の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの

ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（以下 5 - 41 において「乗用自動車」という。）にあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。

(ア)、(イ) (略)

イ (略)

～ (略)

(2) (1) の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次に掲げる範囲（後写鏡及び 5 - 82 の装置を確認するために必要な範囲並びに 5 - 82 - 1 ただし書きの自動車の窓ガラスのうち 5 - 82 - 1 の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。）以外の範囲とする。（細目告示第 195 条第 6 項関係）

～ (略)

(3) (略)

5 - 41 - 1 - 2 テスタ等による審査

(略)

5 - 42 騒音防止装置

5 - 42 - 1 装備要件

(略)

5 - 42 - 2 性能要件（テスタ等による審査）

(1) 自動車（被牽引自動車を除く。以下 5 - 42 - 2 において同じ。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 196 条第 1 項関係）

、 (略)

(2) ~ (4) (略)

5 - 49 排出ガス等発散防止装置

5 - 49 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 自動車は、運行中ばい煙、悪臭のあるガス又は有害なガスを多量に発散しないものでなければならない。（保安基準第31条第1項）
- (2) 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受ける一酸化炭素等発散防止装置は、当該装置を備える自動車を5 - 50から5 - 52までの基準に適合させるものでなければならない。（保安基準第31条第8項関係）

5 - 50 排気管からの排出ガス発散防止性能

5 - 50 - 1 性能要件（テスト等による審査）

（略）

5 - 50 - 3 欠番

5 - 50 - 4 適用関係の整理

排気管からの排出ガス発散防止性能については、適用関係告示第28条（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）で定めるところによる。

5 - 51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

5 - 51 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 4 - 50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、 から までの規定は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。（保安基準第31条第3項関係、細目告示第197条第2項関係）

原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される4 - 50の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ウに掲げるもの）はこの基準に適合しないものとする。

ア～エ （略）

当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。

ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により4 - 50の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策

5 - 43 排出ガス等発散防止装置

5 - 43 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 自動車は、運行中ばい煙、悪臭のあるガス又は有害なガスを多量に発散しないものでなければならない。（保安基準第31条第1項）
- (2) 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受ける一酸化炭素等発散防止装置は、当該装置を備える自動車を5 - 44から5 - 46までの基準に適合させるものでなければならない。（保安基準第31条第8項関係）

5 - 44 排気管からの排出ガス発散防止性能

5 - 44 - 1 性能要件（テスト等による審査）

（略）

5 - 45 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

5 - 45 - 1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 4 - 44の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、 から までの規定は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。（保安基準第31条第3項関係、細目告示第197条第2項関係）

原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される4 - 44の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ウに掲げるもの）はこの基準に適合しないものとする。

ア～エ （略）

当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。

ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により4 - 44の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の（ア）及び（イ）に適合するもの

（ア）及び（イ） （略）

イ （略）

当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度（以下「異常温度」という。）以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運

<p>装置等との同一性が、次の(ア)及び(イ)に適合するもの (ア)及び(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度(以下「異常温度」という。)以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報する警報装置を備えたものであること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公的試験機関が証明する書面により、自動車の種別に応じて適用される4 - 50の基準に適合していることが明らかであるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>5 - 51 - 2 欠番</u></p> <p><u>5 - 51 - 3 欠番</u></p> <p><u>5 - 51 - 4 適用関係の整理</u> 4 - 51 - 4の規定を適用する。</p> <p><u>5 - 52 ブローバイ・ガス還元装置</u></p> <p><u>5 - 52 - 1 性能要件(視認等による審査)</u> (略)</p> <p><u>5 - 52 - 2 欠番</u></p> <p><u>5 - 52 - 3 欠番</u></p> <p><u>5 - 52 - 4 適用関係の整理</u> 4 - 52 - 4の規定を適用する。</p> <p><u>5 - 53 燃料蒸発ガス発散防止装置</u></p> <p><u>5 - 53 - 1 性能要件(書面等による審査)</u> (略)</p> <p><u>5 - 53 - 2 欠番</u></p> <p><u>5 - 53 - 3 欠番</u></p> <p><u>5 - 53 - 4 適用関係の整理</u> 4 - 53 - 4の規定を適用する。</p>	<p>転者席の運転者に警報する警報装置を備えたものであること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公的試験機関が証明する書面により、自動車の種別に応じて適用される4 - 44の基準に適合していることが明らかであるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>5 - 46 ブローバイ・ガス還元装置</u></p> <p><u>5 - 46 - 1 性能要件(視認等による審査)</u> (略)</p> <p><u>5 - 47 燃料蒸発ガス発散防止装置</u></p> <p><u>5 - 47 - 1 性能要件(書面等による審査)</u> (略)</p>
---	---

5 - 54 冷房装置の導管等
5 - 54 - 1 性能要件（視認等による審査）
（略）

5 - 55 排気管
5 - 55 - 1 性能要件（視認等による審査）
（略）

5 - 55 - 2 欠番
5 - 55 - 3 欠番
5 - 55 - 4 適用関係の整理
4 - 55 - 4 の規定を適用する。

5 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例
5 - 56 - 1 性能要件（書面による審査）

(1) 窒素酸化物等排出自動車（別表2中のNOx・PM法の特定地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用に供する自動車及び専ら乗用の用に供する自動車又はこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車）のうち、ガソリン、液化石油ガス（以下LPG）又は軽油を燃料とする自動車であって、別表3に適合しているものを除いたもの）は、次の各号に掲げる検査であって初めて受けるものの際、別表4の自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の排出量について、NOx・PM法の欄のそれぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準の欄に掲げる数値及び粒子状物質の排出基準の欄に掲げる数値を超えないものでなければならない。

ア 新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査（5 - 56 の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定自動車検査の提出がある場合にあ

5 - 48 冷房装置の導管等
5 - 48 - 1 性能要件（視認等による審査）
（略）

5 - 49 排気管
5 - 49 - 1 性能要件（視認等による審査）
（略）

5 - 50 窒素酸化物排出自動車等の特例
5 - 50 - 1 性能要件（書面による審査）

(1) 自動車NOx・PM総量削減法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車であって「NOx・PM特例告示」で定めるものは、「NOx・PM特例告示」で定める窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。（保安基準第31条の2関係）

削除: 同法第12条第1項に規定する

コメント [J1]: 法の趣旨より原動機を有さないものを除外した。

コメント [J2]: 環境省令第3条では特種自動車のうち列記する形状のものとしているが形状コードとの関連づけが不明

削除: 窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車

っては、整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備した場合に限る。)(以下「新規検査等」という。)であって、別表5の窒素酸化物特定自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日(以下「窒素酸化物等特定期日」という。)以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの

イ 初度登録日が平成14年9月30以前の窒素酸化物等排出自動車であって、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けていないもの(特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるもの並びに特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記載された自動車検査証の交付を受けた後、特定期日以前の日に法第16条に基づく抹消登録を受け、法第69条に基づき自動車検査証を返納した自動車を除く。)については、特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査の際、別表4の窒素酸化物等排出自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ウ 窒素酸化物等排出自動車であって、平成14年10月1日以降に初度登録を行うものについては、平成14年10月以降に初めて受ける新規検査若しくは予備検査(型式指定車においては法第75条第4項の検査、一酸化炭素等発散防止自動車においては規則第63条の検査を含む。)継続検査又は構造検査の際、別表4の窒素酸化物等排出自動車の種別の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

エ 前3項の規定の適用にあたって、一の自動車について算出方法が二種以上あるものについては、いずれかの方法及びそれに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を選択することができる。

窒素酸化物特定自動車(別表2中のNOx法特定地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。)であり、貨物の運送の用に供する自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員1人以上の自動車及びこれらを基本とするもので環境省令において定める特種自動車(散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車)(次項に掲げるものを除く。))のうち、ガソリン、LPG又は軽油を燃料とする自動車であって、別表3に適合しているものを除いたものは、次の各号に掲げる検査であって初めて受けるものの際、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ算出方法の欄に掲げる方法により算出した値が、別表4中のNOx法に掲げる値を超えないものでなければならない。

削除: 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成13年法律第73号)による改正前の自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)第10条に規定する

コメント [J3]: 法の趣旨から対象から除外した。

コメント [J4]:

コメント [J5]: 環境省令第3条では特種自動車のうち列記する形状のものとしているが形状コードとの関連づけが不明

削除: 第2条

削除: 特定自動車

コメント [J6]: 規制値を現行審査基準において引用。なお、法上の基準一覧表は削除することとした。

削除: 第

削除: それに対応する窒素酸化物排出基準の

ア 新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査（5 - 56 の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定車検証の提出がある場合にあつては、整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備した場合に限る。）以下「新規検査等」という。）であつて、別表5の窒素酸化物特定自動車の種別の欄に掲げる自動車に依り、それぞれ同表の期日の欄に掲げる日（以下「窒素酸化物特定期日」という。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの

イ 初度登録日が平成5年11月30日（車両総重量が3.5t以下を超え5tを超える自動車（以下「特定自動車」という。）にあつては平成8年3月31日）以前の窒素酸化物等排出自動車であつて、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けてないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるもの並びに特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記載された自動車検査証の交付を受けた後、特定期日以前の日に法第16条に基づき抹消登録を受け、法第69条に基づき自動車検査証を返納した自動車を除く。）については、特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査の際、別表4の窒素酸化物等排出自動車の種別の欄に掲げる自動車に依り、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について、それぞれ測定方法の欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

ウ 前2項の規定の適用にあつて、一の自動車について算出方法が二種以上あるものについては、いずれかの方法及びそれに対応する窒素酸化物排出基準を選択することができる。

(2) 新規検査又は予備検査（法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）における別表4の数値との比較については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

型式指定自動車であつて原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造（以下5 - 56 において「原動機等の変更」という。）若しくは等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、完成検査終了証に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値

法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）による改正前の規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車を含み、型式指定自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等」という。）であつて原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、排出ガス検査終了証等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値

「輸入自動車特別取扱制度」に基づく輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車であつて原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについて

(2) 新規検査又は予備検査（法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）における「NOx・PM特例告示」の基準の適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

型式指定自動車であつて原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領別紙1「完成検査終了証の記載方法」に基づき完成検査終了証に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値

法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年運輸省令第67号）による改正前の規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車を含み、型式指定自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等」という。）であつて原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、自動車型式認証実施要領別添1騒音防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置に係る自動車の取扱要領に基づき排出ガス検査終了証等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は自動車

コメント [J7]: 国土交通省通達を極力削除することとした。

削除: 自動車型式認証実施要領

削除: 別添1自動車型式指定実施要領別紙1「完成検査終了証の記載方法」に基づき

削除: は自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領に基づき国土交通大臣に提出された

削除: 自動車型式認証実施要領別添15騒音防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置に係る自動車の取扱要領に基づき

削除: 自動車型式認証実施要領別添2新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された

は、輸入自動車特別取扱届出済書に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は車両諸元要目表に記載された諸元値

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等及び輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車については、施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱自動車であって原動機等の変更又は等価慣性重量の標準値の変更が行われたものについては、公的試験機関において実施された試験結果を表す書面又は自動車排出ガス試験結果成績表（当該変更前の自動車が（1）の基準に適合していない場合は、当該変更後の自動車が別表 4 の数値を超えないものであることを証する書面として提出された書面）に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値

ただし、原動機及び一酸化炭素等発散防止装置をガソリン・液化石油ガス 6 モード、ガソリン・液化石油ガス 13 モード、ディーゼル 6 モード又はディーゼル 13 モードによる諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる。

(3) 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。）及び継続検査又は構造等変更検査における（1）の基準の適合性の判定については以下による。

なお、記載文中「年 月 日」は窒素酸化物等排出自動車の特定期日、「年 月 日」は窒素酸化物特定自動車の特定期日を示す。

検査証等の備考欄に次の記載がある自動車（原動機等の変更又は車両総重量の変更（当該変更により、別表 4 に規定する車両総重量の区分が変更となるものに限る。以下同じ。）が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。）については、その記載により判定する。

ア 「使用車種規制（NOx・PM）適合」

イ 「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

ウ 「この自動車は平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

エ 「この自動車はNOx特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

オ 「この自動車は平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

原動機等の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるものについては、検査を行う自動車が別表 4 の数値を超えないものであることを証する書面を求め、これに記載された排出ガス値により判定する（(4) から までの自動車を除く。）

ただし、諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる。

型式認証実施要領別添 2 新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値

「輸入自動車特別取扱制度」に基づく輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、輸入自動車特別取扱届出済書に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は国土交通大臣に提出された車両諸元要目表に記載された諸元値

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等及び輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車については、施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱自動車であって原動機等又は等価慣性重量の標準値の変更が行われたものについては、「10・15 モード排出ガス規制対象自動車の改造に係る新規検査の際に提出する書面について」（昭和 50 年 11 月 12 日付け自車第 708 号・自公第 163 号）に規定する書面（当該変更前の自動車が「NOx・PM特例告示」の基準に適合していない場合は、当該変更後の自動車が「NOx・PM特例告示」の基準に適合するものであることを証する書面として提出された書面）に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値

(3) 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。）及び継続検査、臨時検査又は構造等変更検査における「NOx・PM特例告示」の基準の適合性の判定については以下による。

検査証等の備考欄に実施要領 3 - 4 - 21 の (1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の記載がある自動車（原動機等の変更又は車両総重量の変更（当該変更により、「NOx・PM特例告示」別表第 1、第 3 及び第 5 に規定する区分のうち該当する区分が変更となるものに限る。以下同じ。）が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。）については、その記載により判定する。

原動機等の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるものについては、検査を行う自動車が「NOx・PM特例告示」の基準に適合するものであることを証する書面を求め、これに記載された排出ガス値により判定する（(4) から までの自動車を除く。）

ただし、原動機及び一酸化炭素等発散防止装置をガソリン・液化石油ガス 6 モード、ガソリン・液化石油ガス 13 モード、ディーゼル 6 モード又はディーゼル 13 モードによ

削除: 国土交通大臣に提出された

削除: _____

コメント [J8]: 実施要領の内容を直接記載することとした。

削除: _____

書式変更: 簡条書きと段落番号

削除: 自動車検査業務等実施要領（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号。以下「実施要領」という。）3 - 4 - 21 の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)

削除: 別添 「第 31 条の 2 告示」別表第 1、第 3 及び第 5

削除: のうち該当する区分

削除: 原動機及び一酸化炭素等発散防止装置をガソリン・液化石油ガス 6 モード、ガソリン・液化石油ガス 13 モード、ディーゼル 6 モード又はディーゼル 13 モードによる

なお、原動機等の変更が行われた自動車であって平成 14 年 9 月 30 日以前に変更に係る検査を受けているものについての別表 4（軽油を燃料とする自動車にあつては、窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）以下同じ。）の基準への適合性は、同基準に適合することを証する書面の提出があつたものにあつては当該書面に記載された排出ガス値、別途送付する排出ガス試験結果一覧により排出ガス値が特定できるものにあつては当該一覧に記載された排出ガス値、原動機等の変更後の排出ガス値が特定できるものにあつては、その排出ガス値、その他のものにあつては原動機等の変更が行われる前の当該自動車の諸元値（2）からまでに規定する諸元値をいう。）により判定するものとする。

車両総重量の変更が行われた自動車であつて当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に指定自動車であつて保安基準第 3 1 条の 2 に係る適合性等について記載のないもの並びに次の記載があるものについては、自動車型式認証実施要領別添 1 自動車型式指定実施要領及び別添 2 新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元要目表（以下「諸元表等」という。）に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

ア 「この自動車は NOx・PM 対策地域内に使用の本拠ができないおそれがあります。」

イ 「この自動車は平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

ウ 「この自動車は NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

エ 「この自動車は平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えて NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成 年 月 日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(4) 別表 3 に掲げる自動車であつて適合しないものとなっているものうち次に掲げる自動車は（1）の基準に適合しているものとする。

型式指定自動車（に規定する自動車を除く。）であつて諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物及び粒子状物質。からまでにおいて同じ。）に係る諸元値が、別表 4 の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。

一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等（に規定する自動車を除く。）であつて諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が、別表 4 の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。

輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（に規定する自動車を除く。）であつて諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表 4 の第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等及び輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車であつて、(2) の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物に係る排出ガス値が別表 4 の第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値以

る諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる。

なお、原動機等の変更が行われた自動車であつて平成 14 年 9 月 30 日以前に変更に係る検査を受けているものについての「NOx・PM 特例告示」第 4 条（軽油を燃料とする自動車にあつては同第 4 条及び同第 5 条。以下同じ。）の基準への適合性は、同基準に適合することを証する書面の提出があつたものにあつては当該書面に記載された排出ガス値、別途送付する排出ガス試験結果一覧により排出ガス値が特定できるものにあつては当該一覧に記載された排出ガス値、原動機等の変更後の排出ガス値が特定できるものにあつては、その排出ガス値、その他のものにあつては原動機等の変更が行われる前の当該自動車の諸元値（2）からまでに規定する諸元値をいう。）により判定するものとする。

車両総重量の変更が行われた自動車であつて当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に実施要領 3 - 4 - 21 の規定に基づく記載のないもの並びに同規定(6)、(7)、(8)、(9)、(11)及び(13)の記載のあるものについては、自動車型式認証実施要領別添 1 自動車型式指定実施要領及び別添 2 新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元要目表（以下「諸元表等」という。）に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

(4) 次に掲げる自動車は「NOx・PM 特例告示」の基準に適合しているものとする。

型式指定自動車（に規定する自動車を除く。）であつて諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物及び粒子状物質。からまでにおいて同じ。）に係る諸元値が、別表 2 の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。

一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等（に規定する自動車を除く。）であつて諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が、別表 2 の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。

輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（に規定する自動車を除く。）であつて諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表 3 の第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等及び輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車であつて、(2) の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物に係る排出ガス値が別表 3 の第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値

削除： —
コメント [J9]: 実施要領の内容を直接記載し同じ記載内容のものを省略した。

削除: 実施要領 3 - 4 - 21 の規定に基づく記載のないもの並びに同規定(6)、(7)、(8)、(9)、(11)及び(13)

削除: の記載のあるもの

削除: 第 2

削除: 2

下であるもの。

原動機等の変更が行われた自動車又は等価慣性重量の標準値の変更が行われた自動車（新規検査又は予備検査（法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）において判定する場合に限る。）であって当該自動車の窒素酸化物に係る排出ガス値が別表4の第31条の2告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（原動機等の変更が行われたものを除く。以下及びにおいて同じ。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物又は粒子状物質）に係る諸元値が別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値（輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車にあっては別表4の第31条の2告示の基準の欄に掲げる値。以下及びにおいて同じ。）を超えているもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物及び粒子状物質）を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したもの。

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（軽油を燃料とする自動車に限る。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であり、かつ、粒子状物質に係る諸元値が別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値を超えるもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき粒子状物質を低減する優良低減装置として評価・公表された装置（第2種粒子状物質低減装置を除く。）を、当該実施要領に基づき装着したもの。

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（軽油を燃料とする自動車に限る。）であって、諸元表等に記載された粒子状物質に係る諸元値が別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であり、かつ、窒素酸化物に係る諸元値が別表4の平均排出ガス基準の欄に掲げる値を超えるものに低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したもの。

新規検査又は予備検査（法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）及び特定期日において、車両総重量が2.5tを超える自動車のうち、指定自動車等以外のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）

(5) 次に掲げる自動車は(1)の基準に適合していないものとする。

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって昭和48年11月30日以前に製作された（昭和48年4月1日以降に指定を受けた型式自動車を除く）自動車（型式指定自動車を含む。）

指定自動車等以外であって、10モードの適用を受けないもの（車両総重量2.5tを超えるものを除く）

軽油を燃料とする自動車であって昭和50年3月31日以前に製作された自動車（昭和49年9月1日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く）

(6) 軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものは(1)の基準に適合しないものとする。

以下であるもの。

原動機等の変更が行われた自動車又は等価慣性重量の標準値の変更が行われた自動車（新規検査又は予備検査（法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）において判定する場合に限る。）であって当該自動車の窒素酸化物に係る排出ガス値が別表3の第31条の2告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（原動機等の変更が行われたものを除く。以下及びにおいて同じ。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物又は粒子状物質）に係る諸元値が別表3の平均排出ガス基準の欄に掲げる値（輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車にあっては別表3の第31条の2告示の基準の欄に掲げる値。以下及びにおいて同じ。）を超えているもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物及び粒子状物質）を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したもの。

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（軽油を燃料とする自動車に限る。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表3の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であり、かつ、粒子状物質に係る諸元値が別表3の平均排出ガス基準の欄に掲げる値を超えるもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき粒子状物質を低減する優良低減装置として評価・公表された装置（第2種粒子状物質低減装置を除く。）を、当該実施要領に基づき装着したもの。

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（軽油を燃料とする自動車に限る。）であって、諸元表等に記載された粒子状物質に係る諸元値が別表3の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であり、かつ、窒素酸化物に係る諸元値が別表3の平均排出ガス基準の欄に掲げる値を超えるものに低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したもの。

(5) 次に掲げる自動車は「NOx・PM特例告示」第2条の基準に適合していないものとする。

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって適用関係告示第28条第2項に規定する自動車（型式指定自動車を含む。）

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって適用関係告示第28条第4項に規定する自動車

軽油を燃料とする自動車であって適用関係告示第28条第1項第3号に規定する自動車

(6) 軽油を燃料とする自動車であって、適用関係告示第28条第8項、第12項、第17項から第20項まで、第22項、第25項、第27項、第28項、第30項、第31項、第33項、第

- 削除: 3
- コメント [J10]: 適用関係告示の条文の文書化
- 削除: 適用関係告示第6条に規定する
- コメント [J11]: 適用関係告示の条文の文書化
- 削除: ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって適用関係告示第18条に規定する自動車
- 削除: 適用関係告示第1条第41号に規定する
- 削除: 6)
- コメント [J12]: PM未規制車の取扱
- 削除: 適用関係告示第30条
- 削除: 第35条、第41条、第43条、第49条、第52条、第55条、第58条、第61条、第62条、第64条、第66条、第68条、第69条、第73条及び第74条に規定するもの

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって平成5年8月31日（輸入された自動車にあっては平成8年3月31日）以前に製作されたもの（平成6年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く）。

車両総重量2.5以下の自動車であって（前項に係るものを除く）平成6年8月31日（輸入にあって平成7年3月31日）以前に製作されたもの（平成5年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く）。

車両総重量2.5超の自動車であって（前項2号に係るものを除く）平成8年3月31日（輸入にあって平成8年3月31日）以前に製作されたもの（平成6年10月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く）。

(7) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査において(1)の基準に適合するものであることを証する書面の提出があった自動車についての(1)の基準の適合性の判定は、(2)、(3)、(5)及び(6)の規定にかかわらず、当該書面により判定する。

(8) (2)、(3)及び(7)の規定により提出された書面により判定する場合は、保安基準第31条第1項の規定に基づき、一酸化炭素及び炭化水素に係る排出ガス値が、5-49の規定若しくは5-50の表に該当する規定に適合するものであること。

(9) 法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車であって、抹消登録後5年が経過した自動車の(1)における初度登録の取扱いは、次のとおりとする。

初度登録年月日が不明のものは、当該自動車の新規検査の申請があった日から5年前の日とする。ただし、5年前の日が平成5年12月1日（車両総重量が3.5tを超え5t以下の自動車にあっては平成8年4月1日）以降のものにあっては平成5年11月30日（車両総重量が3.5tを超える5t以下の自動車にあっては平成8年3月31日）とする。

初度登録年が判明する自動車にあっては、当該自動車の初度登録年の末日とする。

初度登録年月が判明する自動車にあっては、当該自動車の初度登録年月の末日とする。

(10) 平成14年10月15日以降に構造等変更検査を受け、自動車検査証の記載事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成14年10月1日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

ただし、法第67条第1項ただし書きの事由により、平成14年10月15日以降に構造等変更検査を受け自動車検査証の記載事項の変更を行う場合であって、当該変更が平成14年9月30日以前に行われたことを証する書面の提出があった場合における特定期日については、この規定にかかわらず、当該変更が平成14年9月30日以前に行われたものとして、当該変更が行われた後の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

(11) 指定自動車（自動車NOx・PM総量削減法第13条第1項の自動車をいう。以下(11)において同じ。）を出張登録検査用端末設備が設置されていない出張検査場で検査を実施する場合には、事前に再出力された指定自動車の自動車検査証の備考欄の記載により検査を行う。また、この方法によらない場合には、当該自動車の諸元値等により(1)の基準の適合性について

34項、第37項及び第38項に規定するものは、「NOx・PM特例告示」第5条の基準に適合していないものとする。

(7) 新規検査、予備検査、継続検査、臨時検査又は構造等変更検査において「NOx・PM特例告示」第2条、第4条及び第5条の基準に適合するものであることを証する書面の提出があった自動車についての「NOx・PM特例告示」第2条、第4条及び第5条の基準の適合性の判定は、(2)、(3)、(5)及び(6)の規定にかかわらず、当該書面により判定する。

(8) (2)、(3)及び(7)の規定により提出された書面により判定する場合は、保安基準第31条第1項の規定に基づき、一酸化炭素及び炭化水素に係る排出ガス値が、細目告示の規定若しくは適用関係告示の規定に適合するものであること。

(9) 法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車であって、抹消登録後5年が経過した自動車の「NOx・PM特例告示」における初度登録の取扱いは、次のとおりとする。

初度登録年月日が不明のものは、当該自動車の新規検査の申請があった日から5年前の日とする。ただし、5年前の日が平成5年12月1日（車両総重量が3.5tを超え5t以下の自動車にあっては平成8年4月1日）以降のものにあっては平成5年11月30日（車両総重量が3.5tを超え5t以下の自動車にあっては平成8年3月31日）とする。

初度登録年が判明する自動車にあっては、当該自動車の初度登録年の末日とする。

初度登録年月が判明する自動車にあっては、当該自動車の初度登録年月の末日とする。

(10) 平成14年10月15日以降に構造等変更検査を受け、自動車検査証の記載事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成14年10月1日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

ただし、法第67条第1項ただし書きの事由により、平成14年10月15日以降に構造等変更検査を受け自動車検査証の記載事項の変更を行う場合であって、当該変更が平成14年9月30日以前に行われたことを証する書面の提出があった場合における特定期日については、この規定にかかわらず、当該変更が平成14年9月30日以前に行われたものとして、当該変更が行われた後の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

(11) 指定自動車（自動車NOx・PM総量削減法第13条第1項の自動車をいう。以下(11)において同じ。）を出張登録検査用端末設備が設置されていない出張検査場で検査を実施する場合には、事前に再出力された指定自動車の自動車検査証の備考欄の記載により検査を行う。また、この方法によらない場合には、当該自動車の諸元値等により「NOx・PM特

削除: は、別添「第31条の2告示」第5条の基準に適合していないものとする

<p>判定を行う。</p> <p>(12) (1)の基準に適合していない自動車を、同基準に適合させるため原動機等の変更を行った自動車(以下「変更を行った自動車」という。)等については、(3)等によるほか、以下により取り扱う。</p> <p>(3)及び(7)に規定する「基準に適合するものであることを証する書面」とは次の書面をいう。</p> <p>ア 検査を受ける自動車については、公的な試験機関(国若しくは地方公共団体の附属機関(国立大学及び公立大学を含む。))又は公益法人であって10モード法若しくは10・15モード法、6モード法又は13モード法による試験の用に供する設備を有するものをいう。以下同じ。)において発行された排出ガス試験結果証明書</p> <p>イ 原動機等の変更概要説明書及びその図面(変更を行った自動車に限る。)</p> <p>アの「排出ガス試験結果証明書」とは、様式3の排出ガス試験結果証明書並びに当該証明書に係る自動車の原動機及び原動機等の変更部位の写真(変更を行った自動車に限る。)をいう。</p> <p>の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取り扱う。</p> <p>ア 原動機及び原動機等の変更部位が、排出ガス試験時と同一であることを確認する。</p> <p>イ (1)(軽油を燃料とする自動車にあってはNOx及びPM)の基準に適合しているものと認められるものにあつては「NOx・PM適合」と(1)に適合し、(1)に適合していないものにあつては「NOx・PM不適合」と3-3-15(8)の規定に基づき検査表2の備考欄に記載する。</p> <p>次表の車種欄に掲げる自動車であつて、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるもの(ディーゼル6モード規制車)について、測定モード欄に掲げる測定法により排出ガス試験を実施した場合における(8)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあつては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ基準値欄に示す値以下であること。</p>	<p>例告示」の基準の適合性について判定を行う。</p> <p>(12) 「NOx・PM特例告示」第2条、第4条又は第5条の基準に適合していない自動車を、同基準に適合させるため原動機等の変更を行った自動車(以下「変更を行った自動車」という。)等については、(3)等によるほか、以下により取り扱う。</p> <p>(3)及び(7)に規定する「基準に適合するものであることを証する書面」とは次の書面をいう。</p> <p>ア 検査を受ける自動車については、公的な試験機関(国若しくは地方公共団体の附属機関(国立大学及び公立大学を含む。))又は公益法人であつて10モード法若しくは10・15モード法、6モード法又は13モード法による試験の用に供する設備を有するものをいう。以下同じ。)において発行された排出ガス試験結果証明書</p> <p>イ 原動機等の変更概要説明書及びその図面(変更を行った自動車に限る。)</p> <p>アの「排出ガス試験結果証明書」とは、様式4の排出ガス試験結果証明書並びに当該証明書に係る自動車の原動機及び原動機等の変更部位の写真(変更を行った自動車に限る。)をいう。</p> <p>の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取り扱う。</p> <p>ア 原動機及び原動機等の変更部位が、排出ガス試験時と同一であることを確認する。</p> <p>イ 「NOx・PM特例告示」第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては同第4条及び同第5条)の基準に適合していると認められるものにあつては「NOx・PM適合」、「NOx・PM特例告示」第2条に適合し、同第4条又は同第5条に適合しないものにあつては「NOx・PM不適合」と3-3-15(3)の規定に基づき検査表2の備考欄に記載する。</p> <p>次表の車種欄に掲げる自動車であつて、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるもの(ディーゼル6モード規制車)について、測定モード欄に掲げる測定法により排出ガス試験を実施した場合における(8)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあつては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ基準値欄に示す値以下であること。</p>
---	---

車種	排出ガス規制年	測定モード	基準値	
			一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの及び車両総重量が1.7t以下のもの	昭和49年度規制 ～昭和58年規制	10モード又は 10・15モード	3.70g/km	1.08g/km
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和49年度規制 ～昭和63年規制			
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和49年度規制 ～平成2年規制	ディーゼル13モード	9.20g/kWh	3.80g/kWh

次表の車種の欄に掲げる自動車であって、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるものについて、車両構造特性等の理由により6モード法又は13モード法による排出ガス試験が行えず、やむを得ず10モード法又は10・15モード法による排出ガス試験を実施した場合における(8)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあたっては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ同表の基準値欄に示す値以下であること。

車種	排出ガス規制年	測定モード	基準値	
			一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの及び車両総重量が1.7t以下のもの	昭和49年度規制 ～昭和58年規制	10モード 又は 10・15モード	3.70g/km	1.08g/km
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和49年度規制 ～昭和63年規制			
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和49年度規制 ～平成2年規制	ディーゼル13モード	9.20g/kWh	3.80g/kWh

次表の車種の欄に掲げる自動車であって、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるものについて、車両構造特性等の理由により6モード法又は13モード法による排出ガス試験が行えず、やむを得ず10モード法又は10・15モード法による排出ガス試験を実施した場合における(8)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあたっては、同表の排出ガス規制年欄に応じ、それぞれ同表の基準値欄に示す値以下であること。

車種	排出ガス規制年	基準値	
		一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和49年度規制 ～平成2年規制	3.70g/km	1.08g/km
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	平成6年度規制 ～平成10年規制	2.70g/km	0.62g/km
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和48年度規制 ～平成4年規制	43.9g/km(LPGを燃料とする自動車にあっては、27.6g/km)	3.05g/km(LPGを燃料とする自動車にあっては、2.2g/km)

車種	排出ガス規制年	基準値	
		一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和49年度規制 ～平成10年規制	3.70g/km	1.08g/km
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が2.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。)	昭和48年度規制 ～平成4年規制	43.9g/km(液化石油ガスを燃料とする自動車にあっては、27.6g/km)	3.05g/km(液化石油ガスを燃料とする自動車にあっては、2.20g/km)

5 - 56 - 2 (取付要件)

(窒素酸化物等減少装置の機能の維持)

5 - 56 - 1の基準に適合させるために自動車に備える窒素酸化物又は粒子状物質を減少させる装置は、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。(NOx・PM 特例告示第7条関係)

5 - 57 走行用前照灯

5 - 57 - 1 装備要件

自動車(被牽引自動車を除く。5 - 58 - 1において同じ。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。(保安基準第32条第1項関係)

5 - 57 - 2 性能要件等

5 - 57 - 2 - 1 テスタ等による審査

(略)

5 - 51 走行用前照灯

5 - 51 - 1 装備要件

自動車(被牽引自動車を除く。5 - 52 - 1において同じ。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。(保安基準第32条第1項関係)

5 - 51 - 2 性能要件等

5 - 51 - 2 - 1 テスタ等による審査

(略)

<p>5 - 57 - 2 - 2 視認等による審査</p> <p>5 - 57 - 3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあつては、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が 10,000cd 以上のものにあつては、 から まで及び 5 - 57 - 2 - 1 ）に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 198 条第 2 項関係）</p> <p>この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 198 条第 2 項関係）</p> <p>から （略）</p> <p>走行用前照灯は、5 - 57 - 2 に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしてあり、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 - 57 - 4 適用関係の整理</p> <p>4 - 57 - 4 の規定を適用する。</p> <p>5 - 58 すれ違い用前照灯</p> <p>5 - 58 - 1 装備要件</p> <p>(略)</p> <p>5 - 58 - 2 性能要件</p> <p>5 - 58 - 2 - 1 テスタ等による審査</p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 5 項関係）</p> <p>ただし、5 - 57 - 2 - 1 後段の規定に適合した自動車にあつては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。（保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 198 条第 5 項関係）</p> <p>(略)</p> <p>5 - 58 - 2 - 2 視認等による審査</p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、そ</p>	<p>5 - 51 - 2 - 2 視認等による審査</p> <p>(略)</p> <p>5 - 51 - 3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が 10,000cd 未満のものにあつては、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が 10,000cd 以上のものにあつては、 から まで及び 5 - 51 - 2 - 1 ）に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 198 条第 2 項関係）</p> <p>この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 198 条第 2 項関係）</p> <p>から （略）</p> <p>走行用前照灯は、5 - 51 - 2 に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしてあり、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 - 52 すれ違い用前照灯</p> <p>5 - 52 - 1 装備要件</p> <p>(略)</p> <p>5 - 52 - 2 性能要件</p> <p>5 - 52 - 2 - 1 テスタ等による審査</p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 5 項関係）</p> <p>ただし、5 - 51 - 2 - 1 後段の規定に適合した自動車にあつては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。（保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 198 条第 5 項関係）</p> <p>(略)</p> <p>5 - 52 - 2 - 2 視認等による審査</p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、そ</p>
---	--

照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 198 条第 5 項関係)

その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車にあっては、すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであること。

すれ違い用前照灯は、5 - 57 - 2 - 2、及び の基準に準じたものであること。

、(略)

5 - 58 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 6 項関係)

この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 198 条第 6 項)

~ (略)

すれ違い用前照灯は、5 - 58 - 2に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。

(2) (略)

5 - 58 - 4 適用関係の整理

4 - 58 - 4の規定を適用する。

5 - 59 前照灯照射方向調節装置

5 - 59 - 1 装備要件

自動車には、5 - 59 - 2の基準に適合する前照灯照射方向調節装置(前照灯(走行用前照灯及びすれ違い用前照灯をいう。以下この章において同じ。))の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。以下同じ。)を備えることができる。(保安基準第 32 条第 7 項関係)

5 - 59 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(細目告示第 198 条第 8 項関係)

(略)

手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適

の照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 5 項、細目告示第 198 条第 5 項関係)

その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車にあっては、すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであること。

すれ違い用前照灯は、5 - 51 - 2 - 2、及び の基準に準じたものであること。

、(略)

5 - 52 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 6 項関係)

この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 198 条第 6 項)

~ (略)

すれ違い用前照灯は、5 - 52 - 2に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。この場合において、灯器のレンズ面等に光軸を変化させるものを貼付するなどしており、かつ、これにより配光等に著しい影響を与えているものは、この基準に適合しないものとする。

(2)(略)

5 - 53 前照灯照射方向調節装置

5 - 53 - 1 装備要件

自動車には、5 - 53 - 2の基準に適合する前照灯照射方向調節装置(前照灯(走行用前照灯及びすれ違い用前照灯をいう。以下この章において同じ。))の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。以下同じ。)を備えることができる。(保安基準第 32 条第 7 項関係)

5 - 53 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

(細目告示第 198 条第 8 項関係)

(略)

手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適

切に操作できるものであること。この場合において、手動式の前照灯照射方向調節装置であって、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に、文字、数字又は記号からなる5-57-2-1 ア(ア)の状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。

(2) (略)

5-59-4 適用関係の整理

4-59-4の規定を適用する。

5-60 前照灯洗浄器

5-60-1 装備要件

(略)

5-60-2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5-60-3 取付要件(視認等による審査)

(略)

5-60-4 適用関係の整理

4-60-4の規定を適用する。

5-61 前部霧灯

5-61-1 装備要件

(略)

5-61-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 前部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の前方を照らす照度を増加させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第33条第2項関係、細目告示第199条第1項関係)

前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。

前部霧灯は、に規定するほか、5-57-2-2 及び の基準に準じたものであること。

(2) (略)

5-61-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視

適切に操作できるものであること。この場合において、手動式の前照灯照射方向調節装置であって、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に、文字、数字又は記号からなる5-51-2-1 ア(ア)の状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。

(2) (略)

5-54 前照灯洗浄器

5-54-1 装備要件

(略)

5-54-2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5-54-3 取付要件(視認等による審査)

(略)

5-55 前部霧灯

5-55-1 装備要件

(略)

5-55-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 前部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の前方を照らす照度を増加させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第33条第2項関係、細目告示第199条第1項関係)

前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。

前部霧灯は、に規定するほか、5-51-2-2 及び の基準に準じたものであること。

(2) (略)

5-55-3 取付要件(視認等による審査)

認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条第3項)

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第199条第3項関係)

～ (略)

前部霧灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上400mm以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最外側の位置)となるように取り付けられていること。ただし、5-57-3(1) ただし書の自動車の備える前部霧灯にあつては、この限りでない。

大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向10°の平面及び前部霧灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

前部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。

前部霧灯は、5-61-3(1) から に規定するほか、5-57-3(1) 及び の基準に準じたものであること。

～ (略)

(2)(略)

5-61-4 適用関係の整理

4-61-4の規定を適用する。

5-62 側方照射灯

5-62-1 装備要件

(略)

5-62-2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5-62-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条の2第3項関係)

この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条第3項)

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第199条第3項関係)

～ (略)

前部霧灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上400mm以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最外側の位置)となるように取り付けられていること。ただし、5-51-3(1) ただし書の自動車の備える前部霧灯にあつては、この限りでない。

大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向10°の平面及び前部霧灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

前部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。

前部霧灯は、5-55-3(1) から に規定するほか、5-51-3(1) 及び の基準に準じたものであること。

～ (略)

(2)(略)

5-56 側方照射灯

5-56-1 装備要件

(略)

5-56-2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5-56-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条の2第3項関係)

この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告

<p>関係)」によるものとする。(細目告示第200条第3項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-62-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-62-4 適用関係の整理</p> <p>4-62-4の規定を適用する。</p> <p>5-63 車幅灯</p> <p>5-63-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。以下5-68-1、5-69-1、5-76-1、5-78-1及び5-88-2-1(1)において同じ。)を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第34条第1項関係)</p> <p>5-63-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(略)</p> <p>5-63-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第34条第3項関係)</p> <p>この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第201条第3項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>5-58-3(1) 括弧書の自動車及び5-61-3(1) 括弧書の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。</p> <p>～ (略)</p> <p>車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-63-2(1)(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、5-63-2(1)に係る部分を除く。)に掲げる性能(車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m</p>	<p>示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第200条第3項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-56-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-57 車幅灯</p> <p>5-57-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。以下5-62-1、5-63-1、5-69-1、5-71-1及び5-81-2-1(1)において同じ。)を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第34条第1項関係)</p> <p>5-57-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(略)</p> <p>5-57-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第34条第3項関係)</p> <p>この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第201条第3項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>5-52-3(1) 括弧書の自動車及び5-55-3(1) 括弧書の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。</p> <p>～ (略)</p> <p>車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-57-2(1)(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、5-57-2(1)に係る部分を除く。)に掲げる性能(車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては5-57-2(1)の</p>
--	---

未満となるように取り付けられている場合にあっては5-63-2(1)の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられている側方灯が5-63-2(1)に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては5-63-2(1)の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられていること。

(2)(略)

5-63-4 適用関係の整理

4-63-4の規定を適用する。

5-64 前部上側端灯

5-64-1 装備要件

(略)

5-64-2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5-64-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第34条の2第3項関係)

この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第202条第3項関係)

~ (略)

前部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-64-2(1)に掲げた性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

5-64-4 適用関係の整理

4-64-4の規定を適用する。

5-65 前部反射器

5-65-1 装備要件

(略)

5-65-2 性能要件(視認等による審査)

基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられている側方灯が5-57-2(1)に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては5-57-2(1)の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられていること。

(2)(略)

5-58 前部上側端灯

5-58-1 装備要件

(略)

5-58-2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5-58-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第34条の2第3項関係)

この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第202条第3項関係)

~ (略)

前部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-58-2(1)に掲げた性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

5-59 前部反射器

5-59-1 装備要件

(略)

5-59-2 性能要件(視認等による審査)

(1) 前部反射器は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第35条第2項関係、細目告示第203条第1項関係)

前部反射器は、夜間にその前方150mの距離から走行用前照灯(5-57-2-1の走行用前照灯(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものを除く。)5-66、5-67及び5-73において同じ。)をいう。)で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。この場合において、その反射部の大きさが10cm²以上である前部反射器は、この基準に適合するものとする。

から (略)

(2) (略)

5-65-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条第3項関係)

この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第203条第3項関係)

~ (略)

前部反射器の取付位置は、 から に規定するほか、5-63-3(1)の基準に準じたものであること。

(略)

前部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-65-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

5-65-4 適用関係の整理

4-65-4の規定を適用する。

5-66 側方灯

5-66-1 装備要件

(略)

5-66-2 性能要件(視認による審査)

(略)

5-66-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられ

(1) 前部反射器は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第35条第2項関係、細目告示第203条第1項関係)

前部反射器は、夜間にその前方150mの距離から走行用前照灯(5-51-2-1の走行用前照灯(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものを除く。)5-60、5-61及び5-67において同じ。)をいう。)で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。この場合において、その反射部の大きさが10cm²以上である前部反射器は、この基準に適合するものとする。

から (略)

(2)(略)

4-59-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条第3項関係)

この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第203条第3項関係)

~ (略)

前部反射器の取付位置は、 から に規定するほか、5-57-3(1)の基準に準じたものであること。

(略)

前部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-59-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

5-60 側方灯

5-60-1 装備要件

(略)

5-60-2 性能要件(視認による審査)

(略)

5-60-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付け

なければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 204 条第 3 項関係)

～ (略)

側方灯は、5 - 68 - 3(1) の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器(以下この条において「方向指示器等」という。)と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、5 - 79 - 3 の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。

～ (略)

側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 66 - 2(1)(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、5 - 66 - 2(1) 及び に係る部分を除く。)に掲げる性能(側方灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、5 - 66 - 2(1) 及び の基準中「下方 10°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が 5 - 79 - 2(1) 表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

5 - 66 - 4 適用関係の整理

4 - 66 - 4 の規定を適用する。

5 - 67 側方反射器

5 - 67 - 1 装備要件

(略)

5 - 67 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5 - 67 - 3 取付要件(視認等による審査)

られなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 204 条第 3 項関係)

～ (略)

側方灯は、5 - 62 - 3(1) の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器(以下この条において「方向指示器等」という。)と兼用の側方灯にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造であり、5 - 72 - 3 の規定に基づき前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)にあっては方向指示器等を作動させている場合に当該作動中の方向指示器等と同時に点滅する構造でなければならない。

～ (略)

側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 60 - 2(1)(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、5 - 60 - 2(1) 及び に係る部分を除く。)に掲げる性能(側方灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、5 - 60 - 2(1) 及び の基準中「下方 10°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が 5 - 72 - 2(1) 表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

5 - 61 側方反射器

5 - 61 - 1 装備要件

(略)

5 - 61 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5 - 61 - 3 取付要件(視認等による審査)

<p>(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条の2第5項関係)</p> <p>この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第204条第7項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>側方反射器の取付位置は、及びに規定するほか、<u>5-66-3(1)</u> から までの基準に準じたものであること。</p> <p>(略)</p> <p>側方反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等<u>5-67-2(1)</u>に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。</p> <p>(2)(略)</p> <p>5-67-4 適用関係の整理 <u>4-67-4の規定を適用する。</u></p> <p>5-68 番号灯 5-68-1 装備要件 (略)</p> <p>5-68-2 性能要件(視認等による審査) (略)</p> <p>5-68-3 取付要件(視認等による審査) 番号灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第36条第3項関係、細目告示第205条第3項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>番号灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等<u>5-68-2(1)</u>に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。</p> <p>(2)(略)</p> <p>5-68-4 適用関係の整理 <u>4-68-4の規定を適用する。</u></p>	<p>(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条の2第5項関係)</p> <p>この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第204条第7項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>側方反射器の取付位置は、及びに規定するほか、<u>5-60-3(1)</u> から までの基準に準じたものであること。</p> <p>(略)</p> <p>側方反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等<u>5-61-2(1)</u>に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。</p> <p>(2)</p> <p>5-62 番号灯 5-62-1 装備要件 (略)</p> <p>5-62-2 性能要件(視認等による審査) (略)</p> <p>5-62-3 取付要件(視認等による審査) 番号灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第36条第3項関係、細目告示第205条第3項関係)</p> <p>～ (略)</p> <p>番号灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等<u>5-62-2(1)</u>に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。</p> <p>(2)(略)</p>
--	---

5 - 69 尾灯

5 - 69 - 1 装備要件

(略)

5 - 69 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5 - 69 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条第3項関係)

この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第206条第3項関係)

尾灯は、5 - 68 - 3(1)の基準に準じたものであること。

~ (略)

尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5 - 69 - 2(1)(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、5 - 69 - 2(1)に係る部分を除く。)に掲げる性能(尾灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、5 - 69 - 2(1)の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられている側方灯が5 - 69 - 2(1)に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては5 - 69 - 2(1)の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

5 - 69 - 4 適用関係の整理

4 - 69 - 4の規定を適用する。

5 - 70 後部霧灯

5 - 70 - 1 装備要件

(略)

5 - 70 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5 - 70 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視

5 - 63 尾灯

5 - 63 - 1 装備要件

(略)

5 - 63 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5 - 63 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条第3項関係)

この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第206条第3項関係)

尾灯は、5 - 62 - 3(1)の基準に準じたものであること。

~ (略)

尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5 - 63 - 2(1)(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、5 - 63 - 2(1)に係る部分を除く。)に掲げる性能(尾灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、5 - 63 - 2(1)の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられている側方灯が5 - 63 - 2(1)に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては5 - 63 - 2(1)の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

5 - 64 後部霧灯

5 - 64 - 1 装備要件

(略)

5 - 64 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5 - 64 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、

認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条の2第3項関係)

この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第207条第3項関係)

～(略)

後面の両側に備える後部霧灯の取付位置は、 から までに規定するほか、5-69-3(1)の基準に準じたものであること。

～(略)

後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-70-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

5-70-4 適用関係の整理

4-70-4の規定を適用する。

5-71 駐車灯

5-71-1 装備要件

(略)

5-71-2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5-71-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条の3第3項関係)

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第208条第3項関係)

～(略)

駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-71-2(1)(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、5-71-2(1)及び に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、5-71-2(1)及び の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

5-71-4 適用関係の整理

4-71-4の規定を適用する。

視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条の2第3項関係)

この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第207条第3項関係)

～(略)

後面の両側に備える後部霧灯の取付位置は、 から までに規定するほか、5-63-3(1)の基準に準じたものであること。

～(略)

後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-64-2(1)に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

5-65 駐車灯

5-65-1 装備要件

(略)

5-65-2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5-65-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第37条の3第3項関係)

この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第208条第3項関係)

～(略)

駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-65-2(1)(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、5-65-2(1)及び に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、5-65-2(1)及び の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

5 - 72 後部上側端灯

5 - 72 - 1 装備要件

(略)

5 - 72 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5 - 72 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 4 第 3 項関係)

この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 209 条第 3 項関係)

~ (略)

後部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 72 - 2(1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

5 - 72 - 4 適用関係の整理

4 - 72 - 4 の規定を適用する。

5 - 73 後部反射器

5 - 73 - 1 装備要件

(略)

5 - 73 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5 - 73 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条第 3 項関係)

この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 210 条第 3 項関係)

~ (略)

後面の両側に備える後部反射器の取付位置は、 から までに規定するほか、5 - 69 - 3(1) の基準に準じたものであること。

5 - 66 後部上側端灯

5 - 66 - 1 装備要件

(略)

5 - 66 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5 - 66 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 4 第 3 項関係)

この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 209 条第 3 項関係)

~ (略)

後部上側端灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 66 - 2(1) に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

5 - 67 後部反射器

5 - 67 - 1 装備要件

(略)

5 - 67 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5 - 67 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条第 3 項関係)

この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 210 条第 3 項関係)

~

後面の両側に備える後部反射器の取付位置は、 から までに規定するほか、5 - 63 - 3(1) の基準に準じたものであること。

<p>(略)</p> <p>後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 <u>5 - 73 - 2 (1)</u> に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。</p> <p>(2)(略)</p> <p>5 - 73 - 4 適用関係の整理 <u>4 - 73 - 4 の規定を適用する。</u></p> <p>5 - 74 大型後部反射器 5 - 74 - 1 装備要件 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が 7 t 以上のものの後面には、<u>5 - 73</u> の基準に適合する後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。 (保安基準第 38 条の 2 第 1 項関係)</p> <p>5 - 74 - 2 性能要件(視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 74 - 3 取付要件(視認等による審査) (1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条の 2 第 3 項関係) この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 211 条第 3 項関係) ~ (略) 大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 <u>5 - 74 - 2 (1)</u> に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。</p> <p>(2)(略)</p> <p>5 - 74 - 4 適用関係の整理 <u>4 - 74 - 4 の規定を適用する。</u></p> <p>5 - 75 欠番</p> <p>5 - 76 制動灯 5 - 76 - 1 装備要件 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 <u>5 - 67 - 2 (1)</u> に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。</p> <p>(2)(略)</p> <p>5 - 68 大型後部反射器 5 - 68 - 1 装備要件 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が 7 t 以上のものの後面には、<u>5 - 67</u> の基準に適合する後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。(保安基準第 38 条の 2 第 1 項関係)</p> <p>5 - 68 - 2 性能要件(視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 68 - 3 取付要件(視認等による審査) (1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 38 条の 2 第 3 項関係) この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 211 条第 3 項関係) ~ (略) 大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 <u>5 - 68 - 2 (1)</u> に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。</p> <p>(2)(略)</p> <p>5 - 69 制動灯 5 - 69 - 1 装備要件 (略)</p>
---	--

5 - 76 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置。以下5 - 76 及び5 - 77 において同じ。）又は補助制動装置（主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速させるための制動装置をいう。以下同じ。）を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第39条第2項関係、細目告示第212条第1項関係）

制動灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が15W以上で照明部の大きさが20 cm²以上であり、かつ、その機能が正常な制動灯は、この基準に適合するものとする。

から（略）

(2)(略)

5 - 76 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第39条第3項関係）

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。（細目告示第212条第3項関係）

～（略）

後面の両側に備える制動灯の取付位置は、及びに規定するほか、5 - 70 - 3(1)及びの基準に準じたものであること。

～（略）

制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5 - 76 - 2(1)（大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、5 - 76 - 2(1)に係る部分を除く。）に掲げた性能（制動灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、5 - 76 - 2(1)に掲げた性能のうち5 - 69 - 2(1)の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

5 - 76 - 4 適用関係の整理

4 - 76 - 4の規定を適用する。

5 - 77 補助制動灯

5 - 69 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置。以下5 - 69 及び5 - 70 において同じ。）又は補助制動装置（主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速させるための制動装置をいう。以下同じ。）を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第39条第2項関係、細目告示第212条第1項関係）

制動灯は、昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が15W以上で照明部の大きさが20 cm²以上（平成18年1月1日以降に製作された自動車に備える制動灯にあっては、光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが20 cm²以上）であり、かつ、その機能が正常な制動灯は、この基準に適合するものとする。

から（略）

(2)(略)

5 - 69 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第39条第3項関係）

この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。（細目告示第212条第3項関係）

～（略）

後面の両側に備える制動灯の取付位置は、及びに規定するほか、5 - 63 - 3(1)及びの基準に準じたものであること。

～（略）

制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5 - 69 - 2(1)（大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、5 - 69 - 2(1)に係る部分を除く。）に掲げた性能（制動灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、5 - 69 - 2(1)に掲げた性能のうち5 - 69 - 2(1)の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。

(2)(略)

5 - 70 補助制動灯

<p>5 - 77 - 1 装備要件 (略)</p> <p>5 - 77 - 2 性能要件(視認等による審査) (1) 補助制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車為主制動装置又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 213 条第 1 項関係) 補助制動灯は、<u>5 - 76 - 2 (1)</u> 及び の基準に準じたものであること。この場合において、<u>5 - 76 - 2 (1)</u> の基準中「上方 15° の平面及び下方 15° の平面」とあるのは「上方 10° の平面及び下方 5° の平面」と、「45° の平面」とあるのは「10° の平面」とする。 (略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>5 - 77 - 3 取付要件(視認等による審査) (1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係) この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 213 条第 3 項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 <u>5 - 77 - 2 (1)</u> に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。</p> <p>(2)(略)</p> <p>5 - 77 - 4 適用関係の整理 <u>4 - 77 - 4 の規定を適用する。</u></p> <p>5 - 78 後退灯 5 - 78 - 1 装備要件 (略)</p> <p>5 - 78 - 2 性能要件(視認等による審査) (1) 後退灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 40 条第 2 項関係、細目告示第 214 条第 1 項関係)</p>	<p>5 - 70 - 1 装備要件 (略)</p> <p>5 - 70 - 2 性能要件(視認等による審査) (1) 補助制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車為主制動装置又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 213 条第 1 項関係) 補助制動灯は、<u>5 - 69 - 2 (1)</u> 及び の基準に準じたものであること。この場合において、<u>5 - 69 - 2 (1)</u> の基準中「上方 15° の平面及び下方 15° の平面」とあるのは「上方 10° の平面及び下方 5° の平面」と、「45° の平面」とあるのは「10° の平面」とする。 (略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>5 - 70 - 3 取付要件(視認等による審査) (1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係) この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。(細目告示第 213 条第 3 項関係)</p> <p>~ (略)</p> <p>補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 <u>5 - 70 - 2 (1)</u> に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。</p> <p>(2)(略)</p> <p>5 - 71 後退灯 5 - 71 - 1 装備要件 (略)</p> <p>5 - 71 - 2 性能要件(視認等による審査) (1) 後退灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 40 条第 2 項関係、細目告示第 214 条第 1</p>
--	--

後退灯は、昼間にその後方 100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないこと。この場合において、その光源が 15W 以上 75W 以下で照明部の大きさが 20 cm^2 以上であり、かつ、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。

、 (略)

(2) (略)

5 - 78 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 40 条第 3 項)

~ (略)

後退灯は、 から に規定するほか、5 - 70 - 3 (1) の基準に準じたものであること。

及び (略)

後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 78 - 2 (1) に掲げた性能 (型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている場合にあっては当該型式指定前部霧灯の性能) を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

5 - 78 - 4 適用関係の整理

4 - 78 - 4 の規定を適用する。

5 - 79 方向指示器

5 - 79 - 1 装備要件

(略)

5 - 79 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条第 2 項関係、細目告示第 215 条第 1 項関係)

方向指示器は、方向の指示を表示する方向 100m (5 - 79 - 3 (1))、 (両側面の中央部に備える方向指示器を除く。) 又は (の規定により両側面の中央部に備える方向指示器を除く。) の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m) の距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、次の第 1 表に掲げる性能を有するものであって、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

項関係)

後退灯は、昼間にその後方 100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないこと。この場合において、その光源が 15W 以上 75W 以下で照明部の大きさが 20 cm^2 以上 (平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車に備える後退灯にあっては、その光度が、5000cd 以下 (主として後方を照射するための後退灯にあっては 300cd 以下)) であり、かつ、その機能が正常であるものは、この基準に適合するものとする。

、 (略)

(2) (略)

5 - 71 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 40 条第 3 項)

~ (略)

後退灯は、 から に規定するほか、5 - 63 - 3 (1) の基準に準じたものであること。

及び (略)

後退灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 71 - 2 (1) に掲げた性能 (型式指定前部霧灯が後退灯として取り付けられている場合にあっては当該型式指定前部霧灯の性能) を損なわないように取り付けられなければならない。

(2) (略)

5 - 72 方向指示器

5 - 72 - 1 装備要件

(略)

5 - 72 - 2 性能要件 (視認等による審査)

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条第 2 項関係、細目告示第 215 条第 1 項関係)

方向指示器は、方向の指示を表示する方向 100m (5 - 72 - 3 (1))、 (両側面の中央部に備える方向指示器を除く。) 又は (の規定により両側面の中央部に備える方向指示器を除く。) の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m) の距離から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、次の第 1

る。

第1表

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源の数 W	照明部の面積 cm ²
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上
	二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車		7cm ² 以上
	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上
ロ 5-79-3(1)、又はの規定により自動車の両側面に備える方向指示器(4-79-3(2)に規定するものを除く。)	平成22年4月1日以後に製作された長さ6mを超える自動車	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 (1)
	平成18年1月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さ6m以上の自動車	3W以上 60W以下	20cm ² 以上 (1)
	その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 (1)
ハ 4-79-3(2)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上 (1)

1:各照明部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

表(平成17年12月31日までに製作された自動車にあっては、第2表)に掲げる性能を有するものであって、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。

第1表

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源の数 W	照明部の面積 cm ²
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	昭和35年4月1日以後に製作された長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上
	昭和35年4月1日以後に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車		7cm ² 以上
	昭和35年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車	15W以上	-
	その他	15W以上 60W以下	20cm ² 以上
ロ5-72-3(1)、又はの規定により自動車の両側面に備える方向指示器(5-72-3(2)に規定するものを除く。)	平成22年4月1日以後に製作された長さ6mを超える自動車	6W以上 60W以下	20cm ² 以上 (1)
	昭和44年10月1日から平成22年3月31日以前に製作された長さ6m以上の自動車	3W以上 60W以下	20cm ² 以上 (1)
	昭和44年9月30日以前に製作された自動車	3W以上	20cm ² 以上 (2)
	その他	3W以上 30W以下	10cm ² 以上 (1)
ハ 5-72-3(2)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上 60W以下	40cm ² 以上 (1)

1:各照明部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面

への投影面積をいう。
 2：各照明部の車両中心面（専ら後側方に対して表示するためのもの）にあっては、車両中心面と45°に交わる鉛直面）への投影面積をいう。

第2表

方向指示器の種類	自動車の種類	要件	
		光源の数 W	照明部の面積 cm ²
イ 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	昭和35年4月1日以後に製作された長さ6m以上の自動車	15W以上	40cm ² 以上
	昭和35年4月1日以後に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車		7cm ² 以上
	昭和35年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車		-
	その他		20cm ² 以上
ロ 5-72-3(1)、 又はの規定により 自動車の両側面に備える 方向指示器 (5-72-3(2)に規定するものを除く。)	昭和44年10月1日以後に製作された長さ6m以上の自動車	3W以上	20cm ² 以上 (1)
	昭和44年9月30日以前に製作された自動車	3W以上	20cm ² 以上 (2)
	その他	3W以上	10cm ² 以上 (1)
ハ 5-72-3(2)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		15W以上	40cm ² 以上 (1)

1：各照明部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積をいう。

2：各照明部の車両中心面（専ら後側方に対して表示するためのもの）にあっては、車両中心面と45°に交わる鉛直面）への投影面積をいう。

方向指示器の灯光の色は、橙色であること。
 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の灯光の色は、橙色であること。
 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種類別	範 囲
イ 自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向45°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲
ロ ハ及び二に掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器（ <u>5-79-3(2)</u> に規定するものを除く。）	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲
ハ 次の(1)から(4)までに掲げる自動車（長さ6m以下のものを除く。）並びに(5)及び(6)に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器（ <u>5-79-3(2)</u> に規定するものを除く。） (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの (2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものの形状に類する自動車 (3) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のもの (4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のものの形状に類する自動車 (5) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの (6) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるものの形状に類する自動車	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方30°の平面及び下方5°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲

方向指示器の種類別	範 囲
イ 自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向45°の平面及び方向指示器の外側方向80°の平面により囲まれる範囲
ロ ハ及び二に掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器（ <u>5-72-3(2)</u> に規定するものを除く。）	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲
ハ 次の(1)から(4)までに掲げる自動車（長さ6m以下のものを除く。）並びに(5)及び(6)に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器（ <u>5-72-3(2)</u> に規定するものを除く。） (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの (2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものの形状に類する自動車 (3) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のもの (4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のものの形状に類する自動車 (5) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの (6) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるものの形状に類する自動車	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方30°の平面及び下方5°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲

<p>二 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（方向指示器を側面のみに備えるものに限る。）の両側面に備える方向指示器</p>	<p>方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面（方向指示器の中心から自動車の前方にある平面に限る。）より方向指示器の内側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲及び方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面（方向指示器の中心から自動車の後方にある平面に限る。）より方向指示器の内側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲</p>	<p>二 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（方向指示器を側面のみに備えるものに限る。）の両側面に備える方向指示器</p>	<p>方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面（方向指示器の中心から自動車の前方にある平面に限る。）より方向指示器の内側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲及び方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面（方向指示器の中心から自動車の後方にある平面に限る。）より方向指示器の内側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲</p>
<p>方向指示器は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる方向指示器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、5 - 79 - 2 (1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 160 条第 2 項関係）</p> <p>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器</p> <p>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器</p> <p>5 - 79 - 3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 215 条第 4 項関係）</p> <p>から （略）</p> <p>方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 79 - 2 (1)（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては 5 - 79 - 2 (1) の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。）に掲げる性能（方向指示器の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表イ、ロ及び二の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ 6m 以上の自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上の自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付け</p>		<p>方向指示器は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる方向指示器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、5 - 72 - 2 (1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 160 条第 2 項関係）</p> <p>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器</p> <p>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器</p> <p>5 - 72 - 3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（細目告示第 215 条第 4 項関係）</p> <p>から （略）</p> <p>方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 72 - 2 (1)（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては 5 - 72 - 2 (1) の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。）に掲げる性能（方向指示器の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表イ、ロ及び二の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ 6m 以上の自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上の自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取り付け</p>	

られる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。

(3) (略)

5 - 79 - 4 適用関係の整理

4 - 79 - 4 の規定を適用する。

5 - 80 補助方向指示器

5 - 80 - 1 装備要件

(略)

5 - 80 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 補助方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 41 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 216 条第 1 項関係）

補助方向指示器は、5 - 79 - 2 (1) の基準に準じたものであること。

(略)

(2) (略)

5 - 80 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 41 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（保安基準第 41 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 216 条第 1 項関係）

補助方向指示器は、5 - 79 - 3 (2)、 、 及び の基準に準じたものであること。

(略)

(2) (略)

5 - 80 - 4 適用関係の整理

4 - 80 - 4 の規定を適用する。

は後部に取り付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。

(3) (略)

5 - 73 補助方向指示器

5 - 73 - 1 装備要件

(略)

5 - 73 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 補助方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 41 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 216 条第 1 項関係）

補助方向指示器は、5 - 72 - 2 (1) の基準に準じたものであること。

(略)

(2) (略)

5 - 73 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 41 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」によるものとする。（保安基準第 41 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 216 条第 1 項関係）

補助方向指示器は、5 - 72 - 3 (2)、 、 及び の基準に準じたものであること。

(略) 補助方向指示器は、方向指示器と連動して点滅するものであること。

(2) (略)

5 - 81 非常点滅表示灯

5 - 81 - 1 装備要件

(略)

5 - 81 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5 - 81 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第41条の3第3項関係)

この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第217条第3項関係)

非常点滅表示灯については、5 - 79 - 3 (1)、及び から まで並びに 5 - 79 - 3 (2)(から まで及び を除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火(以下「非常灯」という。)として作動する場合には 5 - 79 - 3 (2) に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、盗難防止装置(74/61/EEC(欧州経済共同体指令)に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。)の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書きの規定に適合するものとする。

(略)

(略)

(2) (略)

5 - 81 - 4 適用関係の整理

4 - 81 - 4の規定を適用する。

5 - 82 その他の灯火等の制限

5 - 82 - 1 装備要件

自動車には、5 - 57 から 5 - 81 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(保安基準第42条関係、細目告示第218条第1項関係)

(1) から (10) (略)

5 - 82 - 2 欠番

5 - 82 - 3 欠番

5 - 82 - 4 適用関係の整理

5 - 74 非常点滅表示灯

5 - 74 - 1 装備要件

(略)

5 - 74 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5 - 74 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第41条の3第3項関係)

この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。(細目告示第217条第3項関係)

非常点滅表示灯については、5 - 72 - 3 (1)、及び から まで並びに 5 - 72 - 3 (2)(から まで及び を除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火(以下「非常灯」という。)として作動する場合には 5 - 72 - 3 (2) に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、盗難防止装置(74/61/EEC(欧州経済共同体指令)に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。)の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書きの規定に適合するものとする。

(略)

(略)

(2) (略)

5 - 75 その他の灯火等の制限

5 - 75 - 1 装備要件

自動車には、5 - 51 から 5 - 74 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(保安基準第42条関係、細目告示第218条第1項関係)

(1) から (10) (略)

4 - 82 - 4 の規定を適用する。

5 - 83 警音器

5 - 83 - 1 装備要件

(略)

5 - 83 - 2 性能要件

5 - 83 - 2 - 1 テスタ等による審査

- (1) 自動車の警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして音色、音量等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第43条第3項関係、細目告示第63条第2項関係、細目告示第141条第2項関係)

警音器の音の大きさ(2以上の警音器が運動して音を発する場合は、その和)は、自動車前方7mの位置において112dB以下93dB以上(動力が7kW以下の二輪自動車に備える警音器にあっては、112dB以下83dB以上)であること。

警音器は、サイレン又は鐘でないこと。

- (2) 音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。(細目告示第141条第3項関係)

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から7mの位置の地上0.5mから1.5mの高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。

聴感補正回路はA特性とする。

原動機は、停止した状態とする。

計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

計測値の取扱いは、次のとおりとする。

ア 計測は2回行い、1dB未満は切り捨てるものとする。

イ 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も(1)に規定する範囲内には有効とする。

ウ 2回の計測値(工により補正した場合には、補正後の値)の平均を音の大きさとする。

エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未満の場合には、計測値から次表の補正値を控除するものとし、3dB未満の場合には計測値を無効とする。

5 - 76 警音器

5 - 76 - 1 装備要件

(略)

5 - 76 - 2 性能要件

5 - 76 - 2 - 1 テスタ等による審査

- (1) 自動車の警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして音色、音量等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第43条第3項関係、細目告示第219条第2項関係)

警音器の音の大きさ(2以上の警音器が運動して音を発する場合は、その和)は、自動車前方7mの位置において112dB以下93dB以上(動力が7kW以下の二輪自動車に備える警音器にあっては、112dB以下83dB以上)であること。

警音器は、サイレン又は鐘でないこと。

- (2) 音の大きさが(1)に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。(細目告示第219条第3項関係)

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。

マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から7mの位置の地上0.5mから1.5mの高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。

聴感補正回路はA特性とする。

原動機は、停止した状態とする。

計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

計測値の取扱いは、次のとおりとする。

ア 計測は2回行い、1dB未満は切り捨てるものとする。

イ 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。ただし、いずれの計測値も(1)に規定する範囲内には有効とする。

ウ 2回の計測値(工により補正した場合には、補正後の値)の平均を音の大きさとする。

エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未満の場合には、計測値から次表の補正値を控除するものとし、3dB未満の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の 大きさと暗騒音の計測 値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3	2			1		

5 - 83 - 2 - 2 視認等による審査

(略)

5 - 83 - 3 欠番

5 - 83 - 4 適用関係の整理

4 - 83 - 4 の規定を適用する。

5 - 84 非常信号用具

5 - 84 - 1 装備要件

自動車には、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、5 - 84 - 2の基準に適合する非常信号用具を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 43 条の 2 関係)

5 - 84 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5 - 85 警告反射板

5 - 85 - 1 性能要件(視認等による審査)

(単位：dB)

計測の対象とする音の 大きさと暗騒音の計測 値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正值	3	2			1		

(3) (2)の規定にかかわらず、平成15年12月31日以前に製作された自動車にあつては、次により計測できるものとする。(細目告示第219条第4項関係)

騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に較正を行う。

マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から2mの位置の地上1mの高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。

聴感補正回路はC特性とする。

原動機は、停止した状態とする。

計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

計測値の取扱いは、(2) の規定を準用する。

5 - 76 - 2 - 2 視認等による審査

(略)

5 - 77 非常信号用具

5 - 77 - 1 装備要件

自動車には、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、5 - 77 - 2の基準に適合する非常信号用具を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 43 条の 2 関係)

5 - 77 - 2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5 - 78 警告反射板

5 - 78 - 1 性能要件(視認等による審査)

<p>(略)</p> <p>5 - 86 停止表示器材 5 - 86 - 1 性能要件 (視認等による審査) (略) 5 - 86 - 2 欠番 5 - 86 - 3 欠番 5 - 86 - 4 適用関係の整理 <u>4 - 86 - 4 の規定を適用する。</u></p> <p>5 - 87 盗難発生警報装置 5 - 87 - 1 装備要件 (略) 5 - 87 - 2 性能要件 (書面等による審査) (略) 5 - 87 - 4 欠番 5 - 87 - 4 適用関係の整理 <u>4 - 87 - 4 の規定を適用する。</u></p> <p>5 - 88 後写鏡 5 - 88 - 1 装備要件 (略) 5 - 88 - 2 性能要件 (1)から(3) (略) (4) 次に掲げる後写鏡は、(3) の基準に適合しないものとする。(細目告示第224条第4項関係) から (略) (5) (略) 5 - 88 - 3 取付要件 (視認等による審査) <u>5 - 88 - 2 - 1 (3)の後写鏡は、5 - 88 - 2 - 1 (3)に掲げる性能を損なわないように、か</u></p>	<p>(略)</p> <p>5 - 79 停止表示器材 5 - 79 - 1 性能要件 (視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 80 盗難発生警報装置 5 - 80 - 1 装備要件 (略) 5 - 80 - 2 性能要件 (視認等による審査) (略)</p> <p>5 - 81 後写鏡 5 - 81 - 1 装備要件 (略) 5 - 81 - 2 性能要件 (視認等による審査) (1)から(3) (略) (4) 次に掲げる後写鏡は、(3) の基準に適合しないものとする。ただし、平成18年12月31日以前に製作された自動車に備える後写鏡にあっては、 から までの規定によらないことができる。(細目告示第224条第4項関係) から (略) (5) (略) 5 - 81 - 3 取付要件 (視認等による審査) <u>5 - 81 - 2 (3)の後写鏡は、5 - 81 - 2 (3)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取</u></p>
--	--

つ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第68条第4項関係、細目告示第146条第5項関係)

から (略)

5 - 88 - 4 適用関係の整理

4 - 88 - 4 の規定を適用する。

5 - 89 直前直左確認鏡

5 - 89 - 1 装備要件

(略)

5 - 89 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 5 - 89 - 1の鏡その他の装置は、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第6項関係、細目告示第68条第6項関係、細目告示第146条第8項関係)

運転者が運転席において、5 - 89 - 1に掲げる障害物の少なくとも一部(Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。)を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、5 - 89 - 1に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

(2)、(3) (略)

5 - 89 - 3 欠番

5 - 89 - 4 適用関係の整理

4 - 89 - 4 の規定を適用する。

5 - 90 窓ふき器等

5 - 90 - 1 装備要件

(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し、5 - 90 - 2 - 1 (1)の基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。(保安基準第45条第1項関係)

(2) (1)の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20 km/h 未満の自動車を除く。)には、前面ガラスの外側

付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第5項関係)

から (略)

5 - 82 直前直左鏡

5 - 82 - 1 装備要件

(略)

5 - 82 - 2 性能要件(視認等による審査)

(1) 5 - 82 - 1の鏡その他の装置は、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第44条第6項関係、細目告示第224条第8項関係)

運転者が運転席において、5 - 82 - 1に掲げる障害物の少なくとも一部(Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。)を鏡その他の装置により確認できるものであること。ただし、運転者が運転者席において、5 - 82 - 1に掲げる障害物の少なくとも一部を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

(2)、(3) (略)

5 - 83 窓ふき器等

5 - 83 - 1 装備要件

(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被けん牽引自動車を除く。)の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し、5 - 83 - 2 (1)の基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。(保安基準第45条第1項関係)

(2) (1)の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、前面ガラスの外

が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し、5-90-2-1(3)の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタ(前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。)を備えなければならない。ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあつては、デフロスタは備えることを要しない。(保安基準第45条第2項関係)

5-90-2 性能要件

(略)

5-90-3 欠番

5-90-4 適用関係の整理

4-90-4の規定を適用する。

5-91 速度計等

5-91-1 装備要件

(1) 自動車(最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、5-91-2の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機回転計をもつて速度計に代えることができる。(保安基準第46条第1項関係)

(2) (略)

5-91-2 性能要件

5-91-2-1 テスタ等による審査

5-91-1(1)の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものでなければならない。この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第148条第1項第2号関係)

側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し、5-83-2(3)の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあつては、デフロスタは備えることを要しない。(保安基準第45条第2項関係)

5-83-2 性能要件(視認等による審査)

(略)

5-84 速度計等

5-84-1 装備要件

(1) 自動車(最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、5-84-2の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機回転計をもつて速度計に代えることができる。(保安基準第46条第1項関係)

(2)

5-84-2 性能要件

5-84-2-1 テスタ等による審査

5-84-1(1)の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものでなければならない。この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第226条第1項第2号関係)

平成18年12月31日までに製作された自動車にあつては、自動車の速度計が40km/h(最高速度が40km/h未満の自動車にあつては、その最高速度)を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$\frac{10(V_1 - 6)}{11} \leq V_2 \leq (100/90)V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度(単位 km/h)

<p>— 自動車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。</p> <p>ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。 $10(V_1 - 6) / 11 V_2 V_1$ この場合において、 V_1は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h） V_2は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）</p> <p>イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。 $10(V_1 - 8) / 11 V_2 V_1$ この場合において、 V_1は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h） V_2は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）</p> <p>5 - 91 - 2 - 2 視認等による審査</p> <p>(1) <u>5 - 91 - 1 (1)</u>の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第70条関係、細目告示第148条第1項第1号関係） アからエ（略） (2)（略）</p> <p>5 - 91 - 3 欠番</p> <p>5 - 91 - 4 適用関係の整理</p> <p><u>4 - 91 - 4の規定を適用する。</u></p> <p>5 - 92 消火器</p> <p>5 - 92 - 1 装備要件</p> <p>次の自動車には、消火器を備えなければならない。（保安基準第47条第1項関係） 火薬類（<u>5 - 100 - 1 (2)</u>に掲げる数量以下のものを除く。）を運送する自動車（被けん</p>	<p>V_2は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）</p> <p>イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。 $10(V_1 - 8) / 11 V_2 (100 / 90) V_1$ この場合において、 V_1は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h） V_2は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）</p> <p>— 平成19年1月1日以降に製作された自動車にあっては、<u>の規定にかかわらず、自動車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。</u></p> <p>ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。 $10(V_1 - 6) / 11 V_2 V_1$ この場合において、 V_1は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h） V_2は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）</p> <p>イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。 $10(V_1 - 8) / 11 V_2 V_1$ この場合において、 V_1は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h） V_2は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）</p> <p>5 - 84 - 2 - 2 視認等による審査</p> <p>(1) <u>5 - 84 - 1 (1)</u>の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第226条第1項第1号関係） （略）から (2)（略）</p> <p>5 - 85 消火器</p> <p>5 - 85 - 1 装備要件</p> <p>次の自動車には、消火器を備えなければならない。（保安基準第47条第1項関係） 火薬類（<u>5 - 93 - 1 (2)</u>に掲げる数量以下のものを除く。）を運送する自動車（被けん</p>
--	---

<p>牽引自動車を除く。)(保安基準第47条第1項第1号) ～ (略)</p> <p>5 - 92 - 2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>5 - 92 - 1 に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第47条第2項関係、細目告示第71条第2項関係、細目告示第149条第2項関係)</p> <p>5 - 92 - 1 から までに掲げる自動車に備える消火器は、次表において対象運送物品の消火に適応するものとされるものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車又は小型特殊自動車にあっては、当該適応消火器の充てん量をアからオまでに掲げる量とすることができる。</p> <p>(表)(略)</p> <p>備考</p> <p>1 : 印は、当該消火器が当該対象運送物品の消火に適応するものであることを示す。 2 : りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。</p> <p>5 - 92 - 1 の自動車(に規定する自動車を除く。)に備える消火器は、次に掲げるものであること。 ア～オ(略)</p> <p>5 - 92 - 1 の自動車に備える消火器は、及び の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。 ア～エ(略)</p> <p>(略)</p> <p>5 - 92 - 3 欠番</p> <p>5 - 92 - 4 適用関係の整理</p> <p>4 - 92 - 4 の規定を適用する。</p> <p>5 - 93 内圧容器及びその附属装置</p> <p>5 - 93 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(略)</p> <p>5 - 94 運行記録計</p> <p>5 - 94 - 1 装備要件</p>	<p>ん牽引自動車を除く。)(保安基準第47条第1項第1号) ～ (略)</p> <p>5 - 85 - 2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>5 - 85 - 1 に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第47条第2項関係、細目告示第71条第2項関係、細目告示第149条第2項関係)</p> <p>5 - 85 - 1 から までに掲げる自動車に備える消火器は、次表において対象運送物品の消火に適応するものとされるものでなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車又は小型特殊自動車にあっては、当該適応消火器の充てん量をアからオまでに掲げる量とすることができる。</p> <p>(表)(略)</p> <p>備考</p> <p>1 : 印は、当該消火器が当該対象運送物品の消火に適応するものであることを示す。 2 : りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。</p> <p>4 - 85 - 1 の自動車(に規定する自動車を除く。)に備える消火器は、次に掲げるものであること。 ア～オ(略)</p> <p>4 - 85 - 1 の自動車に備える消火器は、及び の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。 ア～エ(略)</p> <p>(略)</p> <p>5 - 86 内圧容器及びその附属装置</p> <p>5 - 86 - 1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(略)</p> <p>5 - 87 運行記録計</p> <p>5 - 87 - 1 装備要件</p>
---	---

<p>(略)</p> <p>5 - 94 - 2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 5 - 94 - 1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び 2 時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 73 条関係、細目告示第 151 条第 1 項関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 - 94 - 3 欠番</p> <p>5 - 94 - 4 適用関係の整理</p> <p><u>4 - 94 - 4 の規定を適用する。</u></p> <p>5 - 95 速度表示装置</p> <p>5 - 95 - 1 装備要件</p> <p>(略)</p> <p>5 - 95 - 2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(略)</p> <p>5 - 95 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(略)</p> <p>5 - 95 - 4 適用関係の整理</p> <p><u>4 - 95 - 4 の規定を適用する。</u></p> <p>5 - 96 緊急自動車</p> <p>5 - 96 - 1 装備要件</p> <p>緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、5 - 96 - 2 の基準に適合する警光灯及びサイレンを備えなければならない。(保安基準第 49 条第 1 項関係)</p> <p>5 - 96 - 2 性能要件</p> <p>5 - 96 - 2 - 1 テスタ等による審査</p> <p>(略)</p> <p>5 - 96 - 2 - 2 視認等による審査</p> <p>(略)</p> <p>5 - 96 - 3 欠番</p>	<p>(略)</p> <p>5 - 87 - 2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 5 - 87 - 1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び 2 時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 73 条関係、細目告示第 151 条第 1 項関係)</p> <p>、 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 - 88 速度表示装置</p> <p>5 - 88 - 1 装備要件</p> <p>(略)</p> <p>5 - 88 - 2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(略)</p> <p>5 - 88 - 3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(略)</p> <p>5 - 89 緊急自動車</p> <p>5 - 89 - 1 装備要件</p> <p>緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し、5 - 89 - 2 の基準に適合する警光灯及びサイレンを備えなければならない。(保安基準第 49 条第 1 項関係)</p> <p>5 - 89 - 2 性能要件</p> <p>5 - 89 - 2 - 1 テスタ等による審査</p> <p>(略)</p> <p>5 - 89 - 2 - 2 視認等による審査</p> <p>(略)</p>
---	---

<p>5 - 96 - 4 適用関係の整理 <u>4 - 96 - 4 の規定を適用する。</u></p> <p>5 - 97 道路維持作業用自動車 5 - 97 - 1 装備要件 (略)</p> <p>5 - 98 旅客自動車運送事業用自動車 5 - 98 - 1 性能要件(視認等による審査) (1) 旅客自動車運送事業用自動車は、<u>5 - 2</u> から <u>5 - 93</u> までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 91「<u>接続バスの構造要件</u>」及び細目告示別添 92「<u>2 階建バスの構造要件</u>」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。この場合において旅客自動車運送事業用自動車が、その構造装置の変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなったものについては、保安基準に適合しなくなるおそれはないものとする。(保安基準第 50 条関係、細目告示第 77 条第 1 項関係、細目告示第 155 条第 1 項関係) ~ (略) (2)、(3) (略) (4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 77 条第 4 項関係、細目告示第 155 条第 4 項関係) 、(略) 運転者席及び自動車の側面に隣接する座席には、<u>5 - 38</u>の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えること。</p> <p>5 - 98 - 2 欠番 5 - 98 - 3 欠番 5 - 98 - 4 適用関係の整理 <u>4 - 98 - 4 の規定を適用する。</u></p> <p>5 - 99 ガス運送容器を備える自動車等</p>	<p>5 - 90 道路維持作業用自動車 5 - 90 - 1 装備要件 (略)</p> <p>5 - 91 旅客自動車運送事業用自動車 5 - 91 - 1 性能要件(視認等による審査) (1) 旅客自動車運送事業用自動車は、<u>5 - 2</u> から <u>5 - 86</u> までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 91「<u>接続バスの構造要件</u>」及び細目告示別添 92「<u>2 階建バスの構造要件</u>」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。この場合において旅客自動車運送事業用自動車が、その構造装置の変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなったものについては、保安基準に適合しなくなるおそれはないものとする。(保安基準第 50 条関係、細目告示第 77 条第 1 項関係、細目告示第 155 条第 1 項関係) ~ (略) (2)、(3) (略) (4) 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、(1)の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 77 条第 4 項関係、細目告示第 155 条第 4 項関係) 、(略) 運転者席及び自動車の側面に隣接する座席には、<u>5 - 32</u>の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えること。</p> <p>4 - 92 ガス運送容器を備える自動車等</p>
---	---

<p>5 - 99 - 1 装備要件 ガス運送容器を備える自動車その他のガス容器を運送するための構造及び装置を有する自動車は、5 - 2 から 5 - 95 までの規定によるほか、衝突によるガス容器及びその附属装置の損傷を防止できるものとして、強度、取付位置等に関し、<u>5 - 99 - 2</u>の基準に適合するパンパその他の緩衝装置を車台の後部に備えなければならない。（保安基準第 50 条の 2 第 1 項関係）</p> <p>5 - 99 - 2 性能要件（視認等による審査） （略）</p> <p>5 - 99 - 3 欠番</p> <p>5 - 99 - 4 適用関係の整理 <u>4 - 99 - 4</u>の規定を適用する。</p> <p>5 - 100 火薬類を運送する自動車</p> <p>5 - 100 - 1 性能要件（視認等による審査） (1) 火薬類を運送する自動車は、<u>5 - 2</u> から <u>5 - 95</u> までの規定によるほか、火薬類を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 51 条関係、細目告示第 79 条第 1 項関係、細目告示第 157 条第 1 項関係） ～ （略） (2)、(3)（略）</p> <p>5 - 100 - 2 審査の省略 <u>5 - 100 - 1</u>の審査は、火薬類の運搬に関する総理府令(昭和 35 年総理府令第 65 号)第 16 条に規定する標識をつけていること等により火薬類を運搬するものと認められる自動車以外の自動車については、審査を省略することができる。</p> <p>5 - 101 危険物を運送する自動車</p> <p>5 - 101 - 1 性能要件（視認等による審査） (1) 危険物を運送する自動車は、<u>5 - 2</u> から <u>5 - 95</u> までの規定によるほか、危険物を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 52 条関係、細目告示第 80 条第 1 項関係、細目告示第 158 条第 1 項関係） ～ （略） (2)～(6)（略）</p>	<p>4 - 92 - 1 装備要件 ガス運送容器を備える自動車その他のガス容器を運送するための構造及び装置を有する自動車は、5 - 2 から 5 - 88 までの規定によるほか、衝突によるガス容器及びその附属装置の損傷を防止できるものとして、強度、取付位置等に関し、<u>5 - 92 - 2</u>の基準に適合するパンパその他の緩衝装置を車台の後部に備えなければならない。（保安基準第 50 条の 2 第 1 項関係）</p> <p>5 - 92 - 2 性能要件（視認等による審査） （略）</p> <p>5 - 93 火薬類を運送する自動車</p> <p>5 - 93 - 1 性能要件（視認等による審査） (1) 火薬類を運送する自動車は、<u>5 - 2</u> から <u>5 - 88</u> までの規定によるほか、火薬類を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 51 条関係、細目告示第 79 条第 1 項関係、細目告示第 157 条第 1 項関係） ～ （略） (2)、(3)（略）</p> <p>5 - 93 - 2 審査の省略 <u>5 - 93 - 1</u>の審査は、火薬類の運搬に関する総理府令(昭和 35 年総理府令第 65 号)第 16 条に規定する標識をつけていること等により火薬類を運搬するものと認められる自動車以外の自動車については、審査を省略することができる。</p> <p>5 - 94 危険物を運送する自動車</p> <p>5 - 94 - 1 性能要件（視認等による審査） (1) 危険物を運送する自動車は、<u>5 - 2</u> から <u>5 - 88</u> までの規定によるほか、危険物を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。（保安基準第 52 条関係、細目告示第 80 条第 1 項関係、細目告示第 158 条第 1 項関係） ～ （略） (2)～(6)（略）</p>
---	--

<p>5 - 101 - 2 審査の省略 <u>5 - 101 - 1</u>の審査は、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第30条第2号に規定する標識を掲げていること等により危険物を運搬するものと認められる自動車以外の自動車については、審査を省略することができる。</p> <p>5 - 101 - 3 欠番</p> <p>5 - 101 - 4 適用関係の整理 <u>4 - 101 - 4</u>の規定を適用する。</p> <p>4 - 102 乗車定員 (略)</p> <p>4 - 103 最大積載量 (略)</p> <p>4 - 104 臨時乗車定員 (1) (略) (2) (1)の臨時乗車定員は、座席定員と4 - 41(1)後段の規定を適用しないで計算した場合の立席定員との合計を超えないものでなければならない。この場合において、立席定員は、立席面積の合計を0.14m²で除した整数値とする。(保安基準第54条第2項関係、細目告示第82条関係、細目告示第160条関係) (3) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>5 - 94 - 2 審査の省略 <u>5 - 94 - 1</u>の審査は、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第30条第2号に規定する標識を掲げていること等により危険物を運搬するものと認められる自動車以外の自動車については、審査を省略することができる。</p> <p>4 - 95 乗車定員 (略)</p> <p>4 - 96 最大積載量 (略)</p> <p>4 - 97 臨時乗車定員 (1) (略) (2) (1)の臨時乗車定員は、座席定員と4 - 35(1)後段の規定を適用しないで計算した場合の立席定員との合計を超えないものでなければならない。この場合において、立席定員は、立席面積の合計を0.14m²で除した整数値とする。(保安基準第54条第2項関係、細目告示第82条関係、細目告示第160条関係) (3) (略)</p> <p>5 - 98 適用除外等 改正後のこの節の規定の適用に関しては、適用関係告示で定めるところによる。</p>
--	--

<p>第6章 立入検査及び街頭検査</p> <p>6-1 適用 (略)</p> <p>6-2 審査項目等 立入検査又は街頭検査の実施趣旨に照らし、必要な審査項目は事務所長、検査部長又は業務部長が定める。 この場合において、当該審査項目については、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められた場合には第4章の規定(4-105を除く。)、その他の場合には第5章の規定を適用</p> <p><u>附 則 (平成16年3月31日検査法人規程第32号)</u> この規程は、平成16年3月31日から施行する。</p> <p><u>別表2(4-56、5-56関係)</u> <u>NOx・PM法特定地域</u> (略)</p> <p><u>別表3(4-56、5-56関係)</u> <u>モード別、排出ガス規制区分別排出基準の適否</u> (略)</p> <p><u>別表4(4-56、5-56関係)</u> <u>窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準</u> (略)</p> <p><u>別表5(4-56、5-56関係)</u> <u>NOx・PMの期日</u> (略)</p> <p><u>様式4(4-56、5-56関係)</u> <u>自動車排出ガス試験結果証明書</u> (略)</p>	<p>第6章 立入検査及び街頭検査</p> <p>6-1 適用 (略)</p> <p>6-2 審査項目等 立入検査又は街頭検査の実施趣旨に照らし、必要な審査項目は事務所長、検査部長又は業務部長が定める。 この場合において、当該審査項目については、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められた場合には第4章の規定(4-98を除く。)、その他の場合には第5章の規定を適用</p> <p><u>別表2(4-50、5-50関係)</u> <u>窒素酸化物特定自動車の窒素酸化物排出基準</u> (略)</p> <p><u>別表3(4-50、5-50関係)</u> <u>窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準</u> (略)</p> <p><u>様式4(4-56、5-56関係)</u> <u>自動車排出ガス試験結果証明書</u> (略)</p>
---	--

別添 5 (4 - 48 - 2、5 - 48 - 2 関係)
近接排気騒音の測定方法 (別紙 4 による)

別添 6 (4 - 50 - 1 - 1、5 - 50 - 1 関係)
無負荷急加速黒煙の測定方法 (別紙 4 による)

別添 7 (4 - 9 - 1、5 - 9 - 1、5 - 103 関係)
自動車の走行性能の技術基準 (別紙 4 による)

別添 8 (4 - 9 - 1、4 - 103、5 - 9 - 1、5 - 103 関係)
連結車両の走行性能の技術基準 (別紙 4 による)

別添 5 (4 - 42 - 2、5 - 42 - 2 関係)
近接排気騒音の測定方法 (別紙 4 による)

別添 6 (4 - 44 - 1 - 1、5 - 44 - 1 関係)
無負荷急加速黒煙の測定方法 (別紙 4 による)

別添 7 (4 - 9 - 1、5 - 9 - 1、5 - 96 関係)
自動車の走行性能の技術基準 (別紙 4 による)

別添 8 (4 - 9 - 1、4 - 96、5 - 9 - 1、5 - 96 関係)
連結車両の走行性能の技術基準 (別紙 4 による)